

維持管理委託契約約款

(総則)

- 第1条 市及び受託者は、①この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、②年度協定書（第7条に定める年度協定書をいう。以下同じ。）、③市、●、●及び●の間で締結された●年●月●日付茅ヶ崎市下水道管路施設等官民連携業務委託基本契約書（以下「基本契約書」という。）、④募集要項、⑤業務要求水準書、⑥モニタリング基本計画書、⑦優先交渉権者選定基準書、⑧様式集、⑨その他市が公表した書類、⑩①乃至⑨に関する質問回答書（以下「質問回答書」という。）、⑪別冊の仕様書（別冊の図面、特記仕様書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。また、④乃至⑪を個別に又は総称して、「募集要項等」という。）及び⑫技術提案書（①乃至⑫により構成される契約を、以下「この契約」という。）に従い、日本国の法令（茅ヶ崎市条例・規則等を含む。以下同じ。）を遵守し、自らの責任及び費用負担において、善良な管理者の注意をもって、この契約を履行しなければならない。
- 2 受託者は、本業務（第2条の2に定義する。以下同じ。）を契約書記載の契約期間（以下「契約期間」という。）内に完了し、この契約の成果物及び目的物（以下「成果物」という。）を市に引き渡すものとし、市は、その契約金額を支払うものとする。
- 3 市は、その意図する本業務を完了させる（成果物を完成させることも含む。）ため、本業務に関する指示を受託者又は受託者が基本契約書第11条に基づき配置する者（以下「各責任者」という。）に対して行うことができる。この場合において、受託者又は受託者の各責任者は、当該指示に従い本業務を行わなければならない。
- 4 受託者は、この約款、年度協定書、基本協定書若しくは募集要項等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは市と受託者との協議がある場合を除き、本業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受託者は、本件施設が下水道施設としての公共性を有することを十分理解し、本業務の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。
- 6 本業務に伴う下水道法（昭和33年法律第79号）上の管理責任は、市が負うものとする。
- 7 この約款において使用する用語の定義は、文脈上別異に解すべき場合及びこの約款（別紙1を含むがこれに限られない。）に別途定める場合を除き、基本契約書の別紙1のとおりとする。
- 8 受託者は、本業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 9 この契約の履行に関して市と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 10 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 11 この契約の履行に関して市と受託者との間で用いる計量単位は、募集要項等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 12 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 13 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 14 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第59条の規定に基づき、市と受託者とが協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、横浜地方裁判所をもって合意による第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 15 受託者が共同企業体を結成している場合においては、市は、この契約に基づくすべての行為を当該共同企業体の代表者に対して行うものとし、市が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者

は、市に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。なお、当該共同企業体のすべての構成員は、この契約記載の本業務を共同連帯して履行する。

16 第1項に定める各書類の間に矛盾又は齟齬がある場合は、(i)この約款及び年度協定書、(ii)基本契約書、(iii)この約款の契約締結に至るまでに市及び受託者が本事業に関して別途合意した事項に係る書面、(iv)質問回答書、(v)業務要求水準書及びモニタリング基本計画書、(vi)募集要項、(vii)優先交渉権者選定基準書、様式集及びその他市が公表した書類、(viii)別冊の仕様書、(ix)技術提案書の順に解釈が優先するものとする。ただし、技術提案書が募集要項等を上回る事項については、技術提案書が(v)の書類に優先する順位とする。技術提案書に誤りが発見された場合、市と受託者はその取扱いについて協議し、市の指示に従うものとする。

17 市がこの契約に基づき書類の受理、通知、立会い、承認、承諾、確認を行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、市が受託者の責任において行うべき本業務の一部又は全部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(個人情報の保護)

第1条の2 受託者は、この契約による本業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の適切な管理のために別添に掲げる個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(環境への配慮)

第1条の3 受託者は、本業務の履行においては、省エネルギー、省資源、廃棄物等の削減に配慮するとともに環境基本法(平成5年法律第91号)、茅ヶ崎市環境基本条例(平成8年茅ヶ崎市条例第25号)その他関連法令を遵守しなければならない。

2 受託者は、本業務の履行にあたり、市が定めた環境リスクへの対応手順等について確認し、それに従い本業務を行うこととする。

3 受託者は、本業務の履行にあたり、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)その他関連法令に定められた測定、記録、届出等の必要な措置を確実に実施し、環境汚染を予防しなければならない。この場合には、測定には、校正された測定機器を使用することとする。

4 受託者は、本業務の履行に伴い発生した廃棄物を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき適正に保管及び処理するとともに、第三者に運搬又は処理を委託する場合は、適正に処理されたことを証明する産業廃棄物処理票の写しを市に提出することとする。

5 受託者は、本業務の履行において使用する薬剤等を適正に使用するとともに、その選定にあたっては環境への影響が最小限となるよう配慮することとする。

6 受託者は、本業務の履行に伴い使用する資機材を可能な限り環境配慮製品を使用するものとし、市に納品する成果物の材料については、他に代替できないなどの特別な場合を除き再生材を使用することとする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、市及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、市及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、10日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 市及び受託者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(本業務の範囲)

第2条の2 この約款における業務の範囲は、以下の各号に定める維持管理業務（この約款において「本業務」という。）とする。

(1) 市民対応業務、修繕業務（応急対応）、清掃及びしゅんせつ業務（応急対応）、修繕業務（恒久対応）

(2) 巡視・点検業務

(3) 調査業務

(4) 清掃及びしゅんせつ業務

(契約金額内訳書及び委託業務工程表の提出)

第3条 受託者は、この約款の契約締結後7日以内に募集要項等に基づいて、契約金額内訳書及び委託業務工程表を作成し、市に提出しなければならない。

2 市は、必要があると認めるときは、前項の契約金額内訳書及び委託業務工程表を受理した日から7日以内に、受託者に対してその修正を請求することができる。

3 この約款の他の条項の規定により契約期間又は募集要項等が変更された場合において、市は、必要があると認めるときは、受託者に対して契約金額内訳書及び委託業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この約款の契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

4 契約金額内訳書及び委託業務工程表は、市及び受託者を拘束するものではない。

5 市及び受託者は、第1項の規定による契約金額内訳書の提出後、速やかに、当該内訳書に係る単価を協議し、年度協定書を作成の上合意するものとする。この場合において、協議がその開始の日から14日以内に整わないときは、市がこれを定め、受託者に通知するものとする。

6 受託者は、契約金額の変更があったとき（募集要項等に基づき年度ごとの労務単価を見直す場合を含む。）は、当該変更の内容を反映した契約金額内訳書を作成し、14日以内に募集要項等に基づいて、市に提出しなければならない。

7 第5項の規定は、第3項又は前項の規定により契約金額内訳書が提出された場合において準用する。

8 第5項（前項において準用する場合を含む。）の単価合意は、第30条第5項、第38条第6項及び第39条第3項に定める場合（第26条第1項各号に掲げる場合を除く。）を除き、市及び受託者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、市が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「保証事業に関する法律」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 受託者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、市が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。[注：市の規則、運用、その他諸般の事情を考慮の上、修正を行う可能性がございます。]
- 4 受託者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第55条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、受託者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、市は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。
（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、市の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受託者は、成果物（未完成の成果物及び本業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、市の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受託者が前払金の使用や内払い等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、市は、特段の理由がある場合を除き、受託者の契約金額債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受託者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、契約金額債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を市に提出しなければならない。
（著作権の譲渡等）

第6条 受託者は、成果物（第39条第1項の規定により読み替えて準用される第32条に規定する指定部分に係る成果物及び第39条第2項の規定により読み替えて準用される第32条に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に市に無償で譲渡する。

- 2 市は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、市が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、市は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 受託者は、成果物（本業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、市が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定

にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

- 5 市は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括再委託等の禁止）

第7条 受託者は、本業務の全部を一括して、又は市が募集要項等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受託者は、前項の主たる部分のほか、市が募集要項等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受託者は、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、市の承諾を得なければならない。ただし、市が募集要項等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 4 市は、受託者に対して、本業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

第8条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている施工方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、市がその施工方法を指定した場合において、募集要項等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、市は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

- 2 市は、受託者が本業務の実施に当たって使用する著作物（成果物を除く。）について、受託者が承諾した場合には、当該著作物を利用することができる。この場合、著作物の使用に際し、著作権使用料の支払いは免除されるものとする。

（労働関係法規の遵守）

第9条 受託者は、従事者の賃金、労働時間、休暇など適正な労働条件を確保するため、労働基準法、最低賃金法などの労働関係法規を遵守しなければならない。

- 2 受託者は、市が求める場合は労働関係法規の遵守状況を説明しなければならない。また、市は、受託者に対し、必要に応じ労働関係法規の遵守状況報告書の提出を求めることができる。
- 3 受託者は、労働関係法規について、監督官庁から指導や行政処分を受け、又は、罰則の対象となったときは速やかに市に報告しなければならない。

（監督員）

第10条 市は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

- 2 監督員は、この約款に基づく市の権限とされる事項のうち市が必要と認めて監督員に委任したもののほか、募集要項等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 市の意図する本業務を完了（成果物を完成させることを含む。）ための受託者又は受託者の各責任者に対する業務に関する指示
- (2) この約款及び募集要項等の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する受託者又は受託者の各責任者との協議

(4) 本業務の進捗の確認、募集要項等の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 市は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく市の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 第1項の規定により、市が監督員を置いたときは、この約款に定める指示等は、募集要項等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって市に到達したものとみなす。

(技術管理責任者)

第11条 受託者は、本業務の指導監督を行う技術管理責任者を定めることができ、技術管理責任者を定めた場合は、その氏名その他必要な事項を市に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 技術管理責任者は、この契約の履行に関し、本業務の管理及び指揮を行うほか、契約金額の変更、契約金額の請求及び受領、第15条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、この契約の解除に係る権限並びに現場代理人の権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限（ただし、募集要項等において他の各責任者固有の権限として規定するものを除く。）を行使することができる。

3 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを技術管理責任者、業務責任者及び現場代理人に委任せず自ら行使しようとするもの（ただし、募集要項等において他の各責任者固有の権限として規定するものを除く。）があるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市に通知しなければならない。

(業務責任者)

第11条の2 受託者は、本業務の技術的管理を行う業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を市に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 前条に定める技術管理責任者を置かない場合、業務責任者は、本業務の履行に関し、業務の技術的管理を行うほか、契約金額の変更、契約金額の請求及び受領、第15条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、この契約の解除に係る権限並びに現場代理人の権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限（ただし、募集要項等において他の各責任者固有の権限として規定するものを除く。）を行使することができる。前条に定める技術管理責任者を置く場合には、募集要項等に定める権限のみを行使することができる。

3 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを技術管理責任者、業務責任者及び現場代理人に委任せず自ら行使しようとするもの（ただし、募集要項等において他の各責任者固有の権限として規定するものを除く。）があるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市に通知しなければならない。

(現場代理人及び主任技術者等)

第12条 受託者は、第2条の2第1号に定める修繕業務（以下「修繕業務」という。）について、建設業法（昭和24年法律第100号）その他法令等に基づき配置が必要な場合、現場代理人及び修繕業務における工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者等（建設業法第26条第2項の規定に該当する場合には監理技術者、同条第3項の工事の場合には専任の主任技術者又は監理技

術者、同条第3項第2号の規定を使用し監理技術者が兼務する場合は監理技術者補佐、同条第5項の工事の場合には監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者、同法第26条の2の工事の場合にはそれを行うことができる同条に規定する専門技術者をいう。以下同じ。)を定めて修繕業務にかかる工事現場(以下、この条において「工事現場」という。)に置き、募集要項等に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を市に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

2 現場代理人は、修繕業務の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、契約金の請求及び受領、第15条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、この約款の契約解除に係る権限並びに技術管理責任者及び業務責任者の権限を除き、この約款の契約に基づく受託者の一切の権限(ただし、募集要項等において他の各責任者固有の権限として規定するものを除く。)を行使することができる。

3 市は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、市との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 受託者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするもの(ただし、募集要項等において他の各責任者固有の権限として規定するものを除く。)があるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市に通知しなければならない。

(地元関係者との交渉等)

第13条 地元関係者との交渉等は、受託者が行うものとする。この場合において、市が必要と認めるときは、市は、これに協力しなければならない。

2 前項の場合において、受託者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地への立入り)

第14条 受託者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、受託者がその承諾を得るものとする。この場合において、市の指示があるときは、受託者は、これに協力しなければならない。

(技術管理責任者等に対する措置請求)

第15条 市は、技術管理責任者、業務責任者、現場代理人、主任技術者等、その他受託者の責任者又は受託者の使用人若しくは第7条第3項の規定により受託者から本業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に市に通知しなければならない。

3 受託者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、市に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 市は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

(履行報告)

第16条 受託者は、募集要項等に定めるところにより、この契約の履行について市に報告しなければならない。

(ユーティリティ等の調達)

第16条の2 受託者は、受託者の責任と費用負担により、履行準備期間を除く本業務の契約期間中

において、募集要項等及び技術提案書に定める本業務の実施に必要な電力、水道、薬品、ガスその他の燃料等を調達しなければならない。

- 2 受託者は、受託者の責任と費用により、履行準備期間を除く本業務の契約期間中において、募集要項等及び技術提案書に定める本業務の実施に必要な消耗品類、資機材、事務備品その他物品を調達しなければならない。

（貸与品等）

第17条 市が受託者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他本業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、募集要項等に定めるところによる。

- 2 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、市に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受託者は、募集要項等に定めるところにより、本業務の完了、募集要項等の変更等によって不用となった貸与品等を市に返還しなければならない。
- 5 受託者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、市の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（募集要項等と本業務内容が一致しない場合の修補義務）

第18条 受託者は、本業務の内容がこの契約又は市の指示若しくは市と受託者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が市の指示によるときその他市の責めに帰すべき事由によるときは、市は、必要があると認められるときは、契約期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（条件変更等）

第19条 受託者は、本業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに市に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 募集要項等を構成する各書類が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 募集要項等に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 募集要項等の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等募集要項等に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。
 - (5) 募集要項等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 市は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 市は、受託者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、市は、募集要項等の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により募集要項等の訂正又は変更が行われた場合において、市は、必要があると認められるときは、契約期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(指示等の変更)

第20条 市は、必要があると認めるときは、募集要項等又は本業務に関する指示（以下この条及び第22条において「指示等」という。）の変更内容を受託者に通知して、指示等を変更することができる。この場合において、市は、必要があると認められるときは、契約期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(本業務の中止)

第21条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下この条及び第30条において「天災等」という。）であって、受託者の責めに帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受託者が本業務を行うことができないと認められるときは、市は、本業務の中止内容を直ちに受託者に通知して、本業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 市は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、本業務の中止内容を受託者に通知して、本業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 市は、前2項の規定により本業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、契約期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者が本業務の続行に備え本業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

4 第1項の規定により本業務の全部又は一部を中止した場合、市が本業務の継続が困難と判断した場合又はこの契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、市は、受託者と協議の上、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(本業務に係る受託者の提案)

第22条 受託者は、指示等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、市に対して、当該発見又は発案に基づき指示等の変更を提案することができる。

2 市は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、指示等の変更を受託者に通知するものとする。

3 市は、前項の規定により指示等が変更された場合において、必要があると認められるときは、契約期間又は契約金額を変更しなければならない。

(施設改良等)

第22条の2 本業務を効果的かつ効率的に実施するため、募集要項等に定めるところにより、受託者は市の承諾を得て、受託者の責任と費用により、本件施設の一部について、必要な変更又は改良を行うことができるものとする。

2 前項の変更又は改良において設備を設置するときは、受託者は、必要最小限の範囲で本件施設に変更を加えることができるものとする。この場合において、受託者は当該変更の内容について、事前に市に通知し、その承諾を得なければならない。

3 第1項の変更又は改良において、受託者が本件施設に設置した設備の所有権は、受託者に帰属するものとする。

(所有権)

第22条の3 本件施設の所有権は、市に帰属する。ただし、前条第3項に該当する設備の所有権は、受託者に帰属するものとする。

(適正な契約期間の設定)

第22条の4 市は、契約期間の延長又は短縮を行うときは、本業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により本業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受託者の請求による契約期間の延長)

第23条 受託者は、その責めに帰すことができない事由により契約期間内に本業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により市に契約期間の延長変更を請求することができる。

2 市は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、契約期間を延長しなければならない。市は、その契約期間の延長が市の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(市の請求による契約期間の短縮等)

第24条 市は、特別の理由により契約期間を短縮する必要があるときは、契約期間の短縮変更を受託者に請求することができる。

2 市は、前項の場合において、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約期間の変更方法)

第25条 契約期間の変更については、市と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、市が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、市が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、市が契約期間の変更事由が生じた日（第23条の場合にあっては市が契約期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受託者が契約期間の変更の請求を受けた日とする。）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

(契約金額の変更方法等)

第26条 契約金額の変更については、次に掲げる場合を除き、第3条第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により作成した年度協定書の単価合意に関する事項（以下「単価合意事項」という。）を基礎として市と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、市が定め、受託者に通知する。

(1) 数量に著しい変更が生じた場合。

(2) 単価合意事項の作成の前提となっている施工条件と実際の施工条件が異なる場合。

(3) 単価合意事項に記載されていない工種が生じた場合。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、単価合意事項の記載内容を基礎とした協議が不適當である場合。

2 前項各号に掲げる場合における契約金額の変更については、市と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、市が定め、受託者に通知する。

3 前2項の協議開始の日については、市が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、市が契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

4 この契約の規定より、受託者が費用を負担し、又は損害を賠償する場合の負担額又は賠償額については、市と受託者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第27条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、市の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受託者は、そのとった措置の内容を市に直ちに通知しなければならない。

3 市は、災害防止その他本業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、市がこれを負担する。

(一般的損害)

第28条 本業務の完了前に、成果物に生じた損害その他本業務を行うにつき生じた損害(次条第1項、第2項若しくは3項又は第30条第1項に規定する損害を除く。)については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害(保険によりてん補された部分を除く。)のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 本業務を行うにつき第三者に及ぼした損害(第3項に規定する損害を除く。)について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(保険によりてん補された部分を除く。)のうち、市の指示、貸与品等の性状その他市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、市の指示又は貸与品等が不適當であること等市の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 本業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害(保険によりてん補された部分を除く。)について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、市がその賠償額を負担しなければならない。ただし、本業務を行うにつき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。

4 前3項の場合その他本業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、市と受託者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 本業務の完了前に、不可抗力により、本件施設、試験等に供される本業務の出来形部分(以下この条及び第54条において「本業務の出来形部分」という。)、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具に損害が生じたときは、受託者は、その事実の発生後直ちにその状況を市に通知しなければならない。

2 市は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受託者が善良な

管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受託者に通知しなければならない。

3 受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を市に請求することができる(ただし、損害のうち、受託者が被った損害に限る。))。

4 市は、前項の規定により受託者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(本業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具であって立会いその他受託者の本業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち契約金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 前項に規定する損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。この場合においては、第26条第1項各号に掲げる場合を除き、単価合意事項に基づき行うものとする。

(1) 本業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた本業務の出来形部分に相応する契約金額の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 仮設物又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額よりも少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、

「契約金額の100分の1を超える額」とあるのは「契約金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として、同項を適用する。

(契約金額の変更に代える募集要項等の変更)

第31条 市は、第8条、第18条から第22条まで、第23条、第24条、第27条、第28条、前条、第34条又は第44条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて募集要項等を変更することができる。この場合において、募集要項等の変更内容は、市と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、市が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、市が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、市が同項の契約金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受託者は、本業務が完了したとき(原則として、別紙2の支払期に対応するものとする。)は、その旨を市に通知しなければならない。

2 市は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受託者の立会いの下、募集要項等に定めるところにより、本業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査

の結果を受託者に通知しなければならない。

- 3 市は、前項の検査によって本業務の完了を確認した後、受託者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 市は、受託者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを契約金額の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受託者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受託者は、本業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して市の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を本業務の完了とみなして前各項の規定を読み替えて準用する。

（契約金額の支払い）

第33条 受託者は、前条第2項（同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の検査に合格したときは、別紙2に基づき、契約金額の支払いを請求することができる。

- 2 市は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に契約金額を支払わなければならない。
- 3 市がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（物価の変動に基づく契約金額の変更）

第33条の2 市又は受託者は、契約期間内において、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により、別紙2の業務に係る契約金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

- 2 予期することのできない特別な事情により契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、本業務に係る契約金額が著しく不適当となったときは、市又は受託者は、契約金額の変更を請求することができる。
- 3 市又は受託者により前2項の請求があったときは、市と受託者で協議のうえ、その額を定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、市が定め、受託者に通知するものとする。

（引渡し前における成果物の使用）

第34条 市は、第32条第3項若しくは第4項又は第39条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、市は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 市は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払）[注：この契約における前金払、部分払、内払い及びこれらに関連する規定は、提案内容、市の規則、運用、その他諸般の事情を考慮の上、内容の修正を行う可能性がございます。]

第35条 受託者は、契約金額が200万円を超えるものにおいて、保証事業会社と、契約書記載の履行期限を保証期限とし、保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下この条及び次条において「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を市に寄託して、契約金額の10

分の3を超えない範囲内で前払金の支払いを市に請求することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 市は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から20日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 市は、契約金額が変更された場合において、変更後の契約金額が当初の契約金額の10分の2以上増額し、又は減額したときは、その増額し、又は減額した額に既に支払った前払金を当初の契約金額で除して得た割合を乗じて得た額を追加払いし、又は返還させることができる。前項の規定は、前払金の追加払いの請求があった場合について読み替えて準用する。
- 5 前項の場合において、減額後の契約金額が第1項の額に満たないものとなったときは、市は、既に支払った前払金のうちから当初の契約金額から減額後の契約金額を差し引いた額に既に支払った前払金を当初の契約金額で除して得た割合を乗じて得た額を差し引いた額を返還させるものとし、その余剰額については、同項の規定にかかわらず、前払いしたものとみなす。
- 6 前2項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、市と受託者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、契約金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、市が定め、受託者に通知する。
- 7 第4項及び第5項の場合において、受託者は、当該超過額を契約金額が減額された日から30日以内に返還しなければならない。
- 8 市は、受託者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣(以下「財務大臣が決定する率」という。)が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第36条 受託者は、前条第4項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を市に寄託しなければならない。

- 2 受託者は、前項に規定する場合のほか、契約金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに市に寄託しなければならない。
- 3 受託者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 受託者は、前払金額の変更を伴わない契約期間の変更が行われた場合には、市に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第37条 受託者は、前払金を本業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費(当該業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(内払い)

第38条 受託者は、本業務の完了前に、出来形部分に相応する契約金額相当額の10分の9以内の

額について、次項から第7項までに定めるところにより内払いを請求することができる。

2 前項に規定する内払いは、次の各号に掲げる契約金額に応じ、当該各号に定める回数の範囲内において請求することができる。

(1) 5,000万円未満 1回

(2) 契約金額5,000万円以上1億円未満 2回

(3) 契約金額1億円以上 2回に1億円を増すまでごとに1を加えた回数

3 受託者は、内払いを請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を市に請求しなければならない。

4 市は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受託者の立会いの上、募集要項等に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受託者に通知しなければならない。

5 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

6 内払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の契約金額相当額は、単価合意事項に基づき定め、第26条第1項各号に掲げる場合には市と受託者とが協議して定める。ただし、市が第4項の通知にあわせて第1項の契約金額相当額の協議を申し出た日から10日以内に協議が整わない場合には、市が定め、受託者に通知する。

内払金の額 $\leq$ 第1項の契約金額相当額 $\times (9/10 - \text{前払金額} / \text{契約金額})$

7 受託者は、第4項の規定による確認があったときは、前項の規定により算定された額の内払いを請求することができる。この場合においては、市は、当該請求を受けた日から20日以内に内払金を支払わなければならない。

8 前項の規定により内払金の支払いがあった後、再度内払いの請求をする場合においては、第1項及び第6項中「契約金額相当額」とあるのは「契約金額相当額から既に内払いの対象となった契約金額相当額を控除した額」とする。

(部分引渡し)

第39条 成果物について、市が募集要項等において本業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下この条において「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の本業務が完了したときは、第32条中「本業務」とあるのは「指定部分に係る本業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第33条中「契約金額」とあるのは「部分引渡しに係る契約金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完成し、かつ、可分なものであるときは、市は、当該部分について、受託者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第32条中「本業務」とあるのは「引渡部分に係る本業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第33条中「契約金額」とあるのは「部分引渡しに係る契約金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3 前2項の規定により準用する第33条第1項の規定により受託者が請求することができる部分引渡しに係る契約金額は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する契約金額」及び第2号中「引渡部分に相応する契約金額」は、単価合意事項に基づき定め、第26条第1項各号に掲げる場合には市と受託者とが協議して定める。ただし、市が前2項において読み替えて準用する第32条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、市が定め、受託者に通知する。

(1) 第1項に規定する部分引渡しに係る契約金額

＝指定部分に相応する契約金額×（１－前払金の額／契約金額）

（２）第２項に規定する部分引渡しに係る契約金額

＝引渡部分に相応する契約金額×（１－前払金の額／契約金額）

（継続費又は債務負担行為に係る契約の特則）

第４０条 継続費又は債務負担行為に係る契約において、各会計年度における出来高予定額は、次のとおりとする。

令和１０年度	●●円
令和１１年度	●●円
令和１２年度	●●円
令和１３年度	●●円
令和１４年度	●●円
令和１５年度	●●円
令和１６年度	●●円
令和１７年度	●●円
令和１８年度	●●円
令和１９年度	●●円

２ 市は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の出来高予定額を変更することができる。

（継続費又は債務負担行為に係る契約の前金払の特則）

第４１条 継続費又は債務負担行為に係る契約の前金払については、第３５条中「契約書記載の履行期限」とあるのは「契約書記載の本業務完了の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第３６条中「契約金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第３８条第１項の契約金額相当額（以下この条及び次条において「前会計年度末契約金額相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に内払いをしたときは、当該超過額を控除した額）」とする。ただし、この契約を締結した会計年度（以下この条及び次条において「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受託者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

２ 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が募集要項等に定められているときには、同項の規定による読替え後の第３５条第１項の規定にかかわらず、受託者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。

３ 第１項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が募集要項等に定められているときには、同項の規定による読替え後の第３５条第１項の規定にかかわらず、受託者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払いを請求することができる。

４ 第１項の場合において、前会計年度末契約金額相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定による読替え後の第３５条第１項の規定にかかわらず、受託者は、契約金額相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。

５ 第１項の場合において、前会計年度末契約金額相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第３６条第４項の規定を読み替えて準用する。

（継続費又は債務負担行為に係る契約の内払いの特則）

第42条 継続費又は債務負担行為に係る契約において、前会計年度末契約金額相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受託者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下この条において「出来高超過額」という。）について内払いを請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受託者は、予算の執行が可能となる時期以前に内払いの支払いを請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の内払金の額については、第38条第6項及び第8項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

内払金の額 $\leq$ 契約金額相当額 $\times 9 / 10 -$ （前会計年度までの支払金額 $+$ 当該会計年度の内払金額） $-$ 〔契約金額相当額 $-$ （前会計年度までの出来高予定額 $+$ 出来高超過額） $\times$ 当該会計年度前払金額 $/$ 当該会計年度の出来高予定額〕

3 継続費又は債務負担行為に係る契約のうち、国又は県の補助金の交付の対象となった契約にあっては、受託者は、第38条第1項の規定にかかわらず、契約金額相当額の全額について内払いを請求することができる。この場合において、前項の算定式中「 $9 / 10$ 」とあるのは「 $10 / 10$ 」と読み替えるものとする。

4 各会計年度において、内払いを請求することができる回数は、第38条第2項中「契約金額」とあるのは「出来高予定額」と読み替えて、同項の規定を準用する。

（第三者による代理受領）

第43条 受託者は、市の承諾を得て契約金額の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 市は、前項の規定により受託者が第三者を代理人とした場合において、受託者の提出する支払請求書に当該第三者が受託者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条（第39条において準用する場合を含む。）又は第38条の規定に基づく支払いをしなければならない。

（前払金等の不払に対する受託者の本業務中止）

第44条 受託者は、市が第35条、第38条又は第39条第1項若しくは第2項において読み替えて準用する第33条第2項の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、本業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受託者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を市に通知しなければならない。

2 市は、前項の規定により受託者が本業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、契約期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者が増加費用を必要とし、若しくは受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第45条 市は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受託者は、市に不相当な負担を課するものでないときは、市が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、市が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただ

し、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(市の任意解除権)

第46条 市は、本業務が完了するまでの間は、次条、第48条又は第48条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 市は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(市の催告による解除権)

第47条 市は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、本業務に着手すべき期日を過ぎても本業務に着手しないとき。
- (3) 契約期間内に完了しないとき又は契約期間経過後相当の期間内に本業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (4) 各責任者を配置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(市の催告によらない解除権)

第48条 市は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して契約金額債権を譲渡したとき。
- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- (3) 本業務の履行を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 受託者が本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 本業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、市が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約金額債権を譲渡したとき。

(9) 第５０条又は第５１条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 受託者の振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき。

(11) 受託者（受託者が共同企業体の場合は各構成員のいずれか）が、破産、再生若しくは会社更生手続開始の申立てのとき又はそれらの申立てを受けたとき。ただし、破産手続開始の決定後においては破産法（平成１６年法律第７５号）第５３条、再生手続申立ての場合においては民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第４９条、会社更生手続申立ての場合においては会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第６１条の制限を受けるものとする。

(12) 第５５条の２第１項に該当するとき。

(13) モニタリング基本計画書[3.2.3]に定めるこの契約の解除に係る条件に該当したとき。

２ 前項に規定する場合のほか、市は、本業務が完了するまでの間、必要があるときは、この契約を解除することができる。

（暴力団等排除に係る催告によらない解除）

第４８条の２ 市は、警察本部からの通知に基づき、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 受託者が個人である場合には、その者その他経営に実質的に関与している者が、茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成２３年茅ヶ崎市条例第５号）第２条第３号に定める暴力団員又は同条第４号に定める暴力団員等（以下この条及び次条において「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は受託者が法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第５号に定める暴力団経営支配法人等と認められるとき。

(2) 受託者が、神奈川県暴力団排除条例（平成２２年神奈川県条例第７５号。以下、この条において、「県条例」という。）第２３条第１項に違反したと認められるとき。

(3) 受託者が、県条例第２３条第２項に違反したと認められるとき。

(4) 受託者等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人等である場合には役員（本業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し本業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）、支店又は営業所（本業務を遂行する主たる事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

(5) 受託者が、下請契約又はその他の契約にあたり、その相手方が第１号から第４号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 受託者が、第１号から第４号のいずれかに該当する者を下請契約又はその他の契約の相手方としていた場合（第５号に該当する場合を除く。）に、市が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第４８条の３ 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団員等から不当に介入を受けた場合は、遅滞なく市に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

２ 受託者は、暴力団員等から不当に介入を受けたことにより、契約期間に遅れが生じるおそれがある

る場合は、市と契約期間に関する協議を行わなければならない。その結果、契約期間に遅れが生じると認められた場合は、第23条の規定により、市に契約期間延長の請求を行うものとする。

3 受託者は、暴力団員等から不当な介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに市に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（市の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第49条 第47条各号、48条各号又は48条の2第1項各号に定める場合が市の責めに帰すべき事由によるものであるときは、市は、第47条、48条又は48条の2の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第50条 受託者は、市がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の催告によらない解除権）

第51条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第20条の規定により指示等を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第21条の規定による本業務の中止期間が契約期間の10分の5（契約期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が本業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の本業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第52条 第50条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の制限）

第52条の2 この契約に定めのある場合及び市と受託者の合意による解除の場合を除き、この契約の全部又は一部を解除することはできない。

（解除の効果）

第53条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する市及び受託者の義務は消滅する（疑義を避けるため付言すると、この契約に基づき発生する損害賠償請求権の消滅を意味するものではない。）。ただし、第39条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 市は、前項の規定にかかわらず、この契約が本業務の完了前に解除された場合において、受託者が既に本業務を完了した部分（第39条の規定により部分引渡しを受けている場合は、当該引渡部分を除く。以下この条及び次条において「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、市は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する契約金額（以下この条及び次条において「既履行部分契約金額」という。）を受託者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分契約金額は、市と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、市が定め、受託者に通知する。

（解除に伴う措置）

第54条 この契約が本業務の完了前に解除された場合において、第35条（第41条において読み

替えて準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、受託者は、第47条、第48条、第48条の2又は次条第3項の規定による解除にあっては、当該前払金の額(第39条第1項又は第2項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額)に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ契約日における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、第46条、第50条又は第51条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を市に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が本業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第35条(第41条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、市は、当該前払金(第39条第1項又は第2項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分契約金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受託者は、第47条、第48条、第48条の2又は次条第3項の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ契約日における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、第46条、第50条又は第51条の規定による解除にあっては、当該余剰額を市に返還しなければならない。

3 受託者は、この契約が本業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を市に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受託者は、この契約が本業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受託者が所有又は管理する本業務の出来形部分(第39条第1項又は第2項に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。)、調査機械器具、仮設物その他の物件(第7条第3項の規定により、受託者から本業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。)があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、市に明け渡さなければならない。

5 前項に規定する撤去又は修復若しくは取片付けに要する費用(以下この項及び次項において「撤去費用等」という。)は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより市又は受託者が負担する。

(1) 本業務の出来形部分に関する撤去費用等 この契約の解除が第47条、第48条、第48条の2又は次条第3項によるときは受託者が負担し、第46条、第50条又は第51条によるときは市が負担する。

(2) 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等 受託者が負担する。

6 第4項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、市は、受託者に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、市の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、市が支出した撤去費用等(前項第1号の規定により、市が負担する本業務の出来形部分に係るものを除く。)を負担しなければならない。

7 第3項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第4

7条、第48条、第48条の2又は次条第3項によるときは市が定め、第46条、第50条又は第51条の規定によるときは受託者が市の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、市が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

8 本業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については市及び受託者が民法の規定に従って協議して決める。

（市の損害賠償請求等）

第55条 市は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 契約期間内に本業務を完了することができないとき。

(2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。

(3) 第47条、第48条又は第48条の2の規定により本業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、第1号及び第2号については契約金額の10分の1に相当する額を、第3号については契約金額の1事業年度相当額（契約金額総額を10事業年度で除した金額をいう。なお、消費税等を含む。以下同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。なお、市に生じた実際の損害額が当該違約金の額を超える場合においては、市がその超過分につき受託者に損害賠償を請求することを妨げるものではない。

(1) 第47条、第48条又は第48条の2の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第25号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、市が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額から部分引渡しを受けた部分に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

6 第2項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第55条の2 受託者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受託者は、市の請求に基づき、契約金額（この約款の契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。次項において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。なお、市に生じた実際の損害額が当該違約金の額を超える場合においては、市がその超過分につき受託者に損害賠償を請求することを妨げるものではない。

(1) この契約に関し、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に応募（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受託者が前項の違約金を市の指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、契約日における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を市に支払わなければならない。

（受託者の損害賠償請求等）

第56条 受託者は、市が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして市の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第50条又は第51条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第33条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による契約金額の支払いが遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを市に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第57条 市は、引き渡された成果物に関し、第32条第3項又は第4項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、契約金額の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 市が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、市が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 市は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 市は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が募集要項等の記載内容、市の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、市は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（保険）

第58条 受託者は、募集要項等又は技術提案書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに市に提示しなければならない。

（紛争の解決）

第59条 この約款の各条項において市と受託者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに市が定めたものに受託者が不服がある場合その他契約に関して市と受託者との間に紛争を生じた場合には、市及び受託者は、協議の上調停人2名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、市と受託者とが協議して特別の定めをしたものを除き、市と受託者とがそれぞれ負担する。

2 前項の規定にかかわらず、受託者の各責任者の本業務の実施に関する紛争、受託者の使用人又は受託者から本業務を委任され、又は請け負った者の本業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第15条第2項の規定により受託者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により市が決定を行った後又は市若しくは受託者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、市及び受託者は、第1項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、市又は受託者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の市と受託者との間の紛争について民事訴訟法（明治23

年法律第29号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うことができる。

- 4 市又は受託者は、申し出により、この約款の各条項の規定により行う市と受託者との間の協議に第1項の調停人を立ち合わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。この場合における必要な費用の負担については、同項後段の規定を読み替えて準用する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第60条 この約款において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(遅延損害金)

第61条 この約款に定めるもののほか、市又は受託者が、この契約に基づいて履行すべき契約金額、賠償金、損害金、違約金その他の金銭の支払を遅延した場合は、市又は受託者は相手方に対して、当該支払うべき金額につき遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額を、遅延損害金として支払うものとする。

(法令変更に伴う通知の付与及び協議)

第62条 この約款の契約締結日以後に法令が変更されたことにより、この契約で提示された条件に従って本業務を実施することができなくなったとき又は著しく困難になったときは、受託者は、その内容の詳細を記載した書面を以って、直ちにこれを市に対して通知するものとする。

- 2 市及び受託者は、前項の通知がなされた以降において、この契約に基づく自己の義務が法令に違反することとなった場合、履行期日における当該自己の義務が法令に違反する限りにおいて、その履行義務を免れるものとする。ただし、市又は受託者は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 3 市が受託者から第1項の通知を受理したときは、市及び受託者は、当該法令変更に対応するため、速やかにこの契約及び契約金額の変更等について、次条に規定する負担に従い協議するものとする。

- 4 前項の協議にかかわらず、変更された法令の公布日から60日以内にこの契約又は契約金額の変更等について合意が成立しないときは、市が法令変更に対する対応方法を受託者に対して通知し、受託者はこれに従い本業務の実施を継続するものとする。

(法令変更に伴う増加費用又は損害の負担)

第63条 法令変更により生じる増加費用又は損害が発生した場合は、次の各号の定めに従い負担するものとする。

- (1) 本業務に典型的又は特別に影響を及ぼす法令等(特に、本業務に関する事項を典型的又は特別に規定することを目的とした法令等を意味するものとし、一般に適用される法律の変更は含まない。)の変更の場合は市の負担とし、一般に適用される法令等の変更は受託者の負担とする。
- (2) 消費税及び地方消費税に関する税制の変更又は税等の新設の場合は、市の負担とし、本業務の内容にかかわらず、法人の利益に関する税制の変更又は税等の新設の場合は、受託者の負担とする。

(法令変更による契約の解除)

第64条 契約期間において、第62条第3項に基づく協議にもかかわらず、この約款の契約締結後における法令変更により、市が本業務の継続が困難と判断した場合又はこの契約の履行のために多

大な費用を要すると判断した場合、市は、受託者と協議の上、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 前項に基づきこの契約が解除された場合、受託者に生じた損害の負担は、前条の定めに従うものとする。

(契約期間満了に伴う業務引継ぎ等)

第65条 受託者は、契約期間の終了日までに、受託者の責任と費用負担により、市又は市の指定する者に、本件施設の運転及び維持管理に関する業務の引継、研修・指導等（以下「終了時の業務引継ぎ等」という。）を行うものとする。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する受託者による終了時の業務引継ぎ等を行わないことができる。

(1) 受託者が、終了時の業務引継ぎ等の必要がない事由を書面で提出し、これを市が認めたとき。

(2) 市が、終了時の業務引継ぎ等が必要ないと認めたとき。

- 3 受託者が正当な理由なく第1項の規定に違反したときは、受託者は市に対して違約金を支払わなければならない。この違約金の額は、市の指定する者が算出する終了時の業務引継ぎ等に係る費用とする。ただし、契約金額の1事業年度相当額の10分の1を上限とする。

- 4 第1項に定める受託者による終了時の業務引継ぎ等の実施期間及び内容等については、募集要項等及び技術提案書に記載するほか、市と受託者の協議により定めるものとする。

(契約解除に伴う業務引継ぎ等)

第66条 この契約が解除されたときの業務引継ぎ等については、次の措置を講ずるものとする。

- 2 第47条、第48条第1項（同項第(11)号を除く。）又は第48条の2によるときは、前条第1項に記載する「契約期間の終了日までに」を「市が定める期日まで」と読み替え、前条を適用するものとする。

- 3 第48条第1項第(11)号によるときは、市は、次の各号のいずれか一つの措置を講ずるものとする。

(1) 第4条の規定に基づく契約保証金の納付若しくはこれに代わる担保の提供が行われ、保証が差し入れられ、又は履行保証保険が付保されている場合は、市は当該契約保証金若しくは担保、保証金又は保険金を受領し、これをもって、債権に充当するものとする。

(2) 前号の受託者による当該履行保証金若しくは担保、保証金又は保険金が付保されていないときは、市は受託者に対し契約金額の10分の1に相当する支払いを求め、これをもって、債権に充当するものとする。

- 4 前項の措置を講ずることは、第55条その他この契約の規定に基づく市の違約金請求権及び損害賠償請求権等を免除又は排斥するものではない。また、前項の規定は、市に生じた損害の額が同項に規定する額を超える場合において、市が当該超える額の支払を請求することを妨げるものではない。

- 5 第46条、第50条又は第51条によるときは、市の指定する者が算出する終了時の業務引継ぎ等に係る費用を超えた業務引継ぎ等に係る費用は、市の負担とする。この場合、業務引継ぎ等の実施時期、費用等については、市と受託者で協議の上で定めるものとする。

(改良施設の撤去等)

第67条 この契約が終了したときは、受託者は受託者の責任と費用により、速やかに第22条の2に基づき変更又は改良した施設を原状に復し、又は設置した設備を撤去しなければならない。ただ

し、市が受託者に対し、別段の指示を行った場合は、この限りではない。

（所有権の移転）

第68条 前条ただし書きにおいて、受託者が設置した設備の譲渡を市が要求し、受託者が承諾した場合は、事業期間の終了時において、受託者の当該設備に係る所有権は市に委譲される。

2 第47条、第48条、第48条の2、第50条若しくは第51条によりこの契約が解除されたとき、又は前項に基づき受託者が設置した設備を市に譲渡する場合においては、市は受託者に対して清算金を支払うものとする。なお、清算方法については市と受託者が協議のうえ定めるものとする。

（契約の変更）

第69条 この契約に定めがあるほかは、市と受託者の両者が書面により合意した場合にのみ契約内容の変更が行えるものとする。

（公租公課の負担）

第70条 この契約に関連して生じる公租公課は、すべて受託者の負担とする。市は、契約金額及びこれに対する消費税額を支払うほか、この契約に関連するすべての公租公課について、別途負担しないものとする。

（年度協定書の締結）

第71条 この約款に定めるもののほか、本業務の実施に必要な事項について、市及び受託者は、この約款の締結日から契約期間の終了日まで、募集要項等に定める事業年度ごとに、年度協定書を締結するものとする。

（契約外の事項）

第72条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて市と受託者とが協議して定める。

（本頁以下余白）

別紙 1

- 1 「市」とは、この契約の発注者である茅ヶ崎市をいう。
- 2 「受託者」とは、この契約の受託者である事業者をいう。
- 3 「本件施設」とは、特記仕様書の「1.2 対象施設」に定める対象施設をいう。
- 4 「不可抗力」とは、この契約の義務の履行に直接かつ不利に影響を与えるものであって、豪雨、暴風、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、疫病その他の自然災害又は戦争、暴動、騒乱、騒擾、テロ、放射能汚染、放火その他の自然的又は人為的な現象のうち、市及び受託者のいずれの責めにも帰すことのできないもので、市又は受託者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は障害発生の防止手段を合理的に期待できないものをいう。
- 5 「著作物」とは、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物、同法第10条第1項第9号に規定するプログラム及び同法第12条の2に規定するデータベースをいう。
- 6 「著作権」とは、著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。
- 7 「特許権等」とは、特許権、実用新案権、商標権その他日本国の法令及び国際法に基づき保護される第三者の権利をいう。
- 8 「成果品」とは、受託者が本業務の履行において作成した成果品（ただし、目的物を除く。）をいう。
- 9 「目的物」とは、受託者が本業務で修繕等の工事を行った目的物をいう。

支払方法及び物価改定の対象（表1）

業務分類	業務内容		経費の区分※1	支払方法※2 及び支払時期※3	物価改定の対象	
維持管理 業務	市民対応業務		変動費	実施数量精算 (四半期毎)	指標により改定※4	
	巡視・点検業務		変動費	実施数量精算 (四半期毎)		
	調査業務	視覚調査	変動費	実施数量精算 (四半期毎)		
		詳細調査	流量調査	固定費		均等支払 (四半期毎)
			空洞化調査	変動費		実施数量精算 (年度末)
			水質調査	変動費		実施数量精算 (年度末)
	清掃及び しゅんせつ 業務	清掃	変動費	実施数量精算 (四半期毎)		
		しゅんせつ				
		土砂及び汚泥の処分				
	修繕業務（応急対応、恒久対応）		個別精算費 (都度見積)	個別実施精算 (四半期毎)	見積に反映される ため対象外。 ただし、上限額は、 市と受託者の間で 協議の上、指標に より改定する。な お、当該協議にお いては、第33条 の2第3項ただし 書きを準用する。	

※1 経費の区分については、固定費は契約締結時に金額を定める経費、変動費は数量に応じて精算する経費、個別精算費（都度見積）は発生時に内容・金額を協議して精算する経費である。

※2 支払方法については、均等支払は支払時期に応じて均等割（割り切れない場合は1事業年度内の最終支払で調整）して支払う。実施数量精算は、合意単価をもとに実施した数量に応じて支払う。個別実施精算は実施内容・金額に応じて支払う。

※3 支払時期については、四半期毎は6月、9月、12月及び3月とする。また、年度末は3月とする。ただし、支払期限はこの契約の定めによる。

※4 年度協定書の締結前に市と受託者で協議し、協議を経て決定された指標により改定する。なお、当該協議においては、第33条の2第3項ただし書きを準用する。

個人情報取扱特記事項

（個人情報を取り扱う際の基本的事項）

第1条 本業務の受託者は、個人情報の保護の重要性を認識するとともに、本業務における個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令（条例を含む。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（適正な管理）

第2条 受託者は、本業務における個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備の上、管理責任者及び本業務に従事する者（以下「従事者」という。）を特定し、その役割及び責任体制（以下「管理責任体制」という。）を明確にするとともに、個人情報の漏えい等が発生したとき又はその兆候を把握したときの従事者から管理責任者への報告体制を整備しなければならない。

3 受託者は、個人情報の適正な管理のため、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策（以下「安全対策等」という。）を講じなければならない。

4 受託者は、本業務に着手する前に第2項に規定する管理責任体制及び報告体制並びに前項の規定により講じた安全対策等について、市に書面により報告しなければならない。

5 受託者は、前項の規定に基づき報告した内容に変更が生じたときは、速やかに変更した内容について市に報告しなければならない。

6 受託者は、前2項の規定に基づく報告の内容に関し、市が理由を示して異議を申し出た場合には、これを変更しなければならない。この場合において、当該変更に伴い新たに経費が必要となる場合、その費用負担については、市と受託者が協議の上決定するものとする。

（管理責任者及び従事者の監督）

第3条 受託者は、管理責任者及び従事者に対し、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（派遣労働者）

第4条 受託者は、本業務を派遣労働者に行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

2 受託者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と派遣元との契約内容にかかわらず、市に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（個人情報の受領）

第5条 受託者は、市から本業務に関し個人情報が記録された文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録（以下「資料等」という。）の提供を受けたときは、市に受領書を提出するものとする。

（目的外利用の禁止等）

第6条 受託者は、本業務以外の目的のために個人情報を利用してはならない。ただし、あらかじめ市の指示又は承諾があった場合は、この限りではない。

（複写、複製の禁止）

第7条 受託者は、市から提供された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ市の指示又は承諾があった場合は、この限りではない。

（作業場所の外への持出禁止）

第8条 受託者は、市から貸与され、又は受託者が収集若しくは作成した資料等（複写及び複製したものを含む。）について、作業場所の外へ持ち出してはならない。ただし、あらかじめ市の指示又は承諾があった場合は、この限りではない。

（情報システムで取り扱う個人情報の安全管理）

第9条 受託者は、資料等を情報システムにより取り扱う場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）情報システムに暗証番号等を使用してアクセス権限を識別する機能を設定し、アクセス状況を記録すること
- （2）情報システムへの外部からの不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止すること
- （3）情報システムに不正プログラム（不正かつ有害な動作を行う意図で作成された悪意のあるソフトウェアや悪質なプログラムをいう。）をインストールしないこと
- （4）前条ただし書きの規定による市の承諾により資料等を持ち出すときは、暗号化処理を行うこと

（再委託の禁止等）

第10条 受託者は、本業務に係る個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者（当該第三者が、受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う業務を第三者（以下「再受託者」という。）に委託（以下「再委託」という。）する場合（再委託の内容を変更する場合を含む。）、再受託者の当該業務に関する行為については、市に対しすべての責任を負うものとする。
- 3 受託者は、個人情報を取り扱う業務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、本特記事項を遵守するため再受託者における管理責任体制及び報告体制の整備ほか必要な事項について再受託者と約定しなければならない。
- 4 受託者は、再受託者の業務の履行を管理監督するとともに、市の求めに応じて、その状況等を市に適宜報告しなければならない。
- 5 再委託した業務をさらに委託すること（再受託者の子会社への委託を含む。以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合にあっては、あらかじめ市の書面による承諾を得るものとする。
- 6 受託者は、再々委託の契約内容にかかわらず、市に対して再々委託をした相手方の当該業務に関する行為について、すべての責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第11条 受託者は、本業務に関し市から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作

成した資料等について、この契約が終了し、又は解除された後直ちに市に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 受託者は、第7条ただし書きの規定により複写又は複製した資料等について、当該資料等に係る個人情報又は媒体を、この契約が終了し、又は解除された後、直ちに消去し、又は廃棄しなければならない。この場合において、電子計算機に記録された情報を消去する場合は、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 3 受託者は、前項の規定により資料等を廃棄する場合、物理的に破壊するなど資料等が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 受託者は、第2項の規定により資料等を消去又は廃棄したときは、消去又は廃棄した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法、責任者、消去又は廃棄の年月日が記載された書面）を市に提出しなければならない。
- 5 受託者は、消去又は廃棄に際し、市から立会を求められたときはこれに応じなければならない。

（随時の報告）

第12条 市は、受託者に対し、本業務に係る個人情報の管理の状況及び業務の履行状況（以下「管理状況等」という。）について、随時に報告を求めることができる。

（実地検査等）

第13条 市は、本業務に係る個人情報の秘匿性等その内容や量等に応じて、受託者における管理状況等について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本業務に係る個人情報の秘匿性等その内容や量等を踏まえ、実地検査を行わない場合にあつては、受託者に報告書を提出させることにより確認するものとする。
- 3 前条及び前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、市の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、市がこれを負担しなければならない。

（事故発生時等における報告）

第14条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに当該事故の内容、経緯、被害状況等を市に報告し、市の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- 2 受託者は、前項の事故が生じ、又は生ずるおそれがあった場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講じなければならない。

（教育及び研修の実施）

第15条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させなければならない。

（契約の解除）

第16条 市は、受託者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約を解除することができるものとする。

- 2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、市にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第17条 受託者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより市が損害を被った場合には、市にその損害を賠償しなければならない。

コンサルタント委託契約約款

(総則)

- 第1条 市及び受託者は、①この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、②年度協定書(第69条に定める年度協定書をいう。以下同じ。)、③市、●、●及び●の間で締結された●年●月●日付茅ヶ崎市下水道管路施設等官民連携業務委託基本契約書(以下「基本契約書」という。)、④募集要項、⑤業務要求水準書、⑥モニタリング基本計画書、⑦優先交渉権者選定基準書、⑧様式集、⑨その他市が公表した書類、⑩①乃至⑨に関する質問回答書(以下「質問回答書」という。)、⑪別冊の仕様書(別冊の図面、特記仕様書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。また、④乃至⑪を個別に又は総称して、「募集要項等」という。)及び⑫技術提案書(①乃至⑫により構成される契約を、以下「この契約」という。)に従い、日本国の法令(茅ヶ崎市条例・規則等を含む。以下同じ。)を遵守し、自らの責任及び費用負担において、善良な管理者の注意をもって、この契約を履行しなければならない。
- 2 受託者は、本業務(第2条の2に定義する。以下同じ。)を契約書記載の契約期間(以下「契約期間」という。)内に完了し、この契約の成果品(以下「成果物」という。)を市に引き渡すものとし、市は、その契約金額を支払うものとする。
- 3 市は、その意図する本業務を完了させる(成果物を完成させることも含む。)ため、本業務に関する指示を受託者又は受託者が基本契約書第11条に基づき配置する者(以下「各責任者」という。)に対して行うことができる。この場合において、受託者又は受託者の各責任者は、当該指示に従い本業務を行わなければならない。
- 4 受託者は、この約款、年度協定書、基本契約書若しくは募集要項等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは市と受託者との協議がある場合を除き、本業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受託者は、本件施設が下水道施設としての公共性を有することを十分理解し、本業務の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。
- 6 本業務に伴う下水道法(昭和33年法律第79号)上の管理責任は、市が負うものとする。
- 7 この約款において使用する用語の定義は、文脈上別異に解すべき場合及びこの約款(別紙1を含むがこれに限られない。)に別途定める場合を除き、基本契約書の別紙1のとおりとする。
- 8 受託者は、本業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 9 この契約の履行に関して市と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 10 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 11 この契約の履行に関して市と受託者との間で用いる計量単位は、募集要項等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 12 この契約における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 13 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 14 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第59条の規定に基づき、市と受託者とが協議の上選任される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、横浜地方裁判所をもって合意による第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 15 受託者が共同企業体を結成している場合においては、市は、この契約に基づくすべての行為を当該共同企業体の代表者に対して行うものとし、市が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、市に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。なお、当該共同企業体のすべ

ての構成員は、この契約記載の本業務を共同連帯して履行する。

16 第1項に定める各書類の間に矛盾又は齟齬がある場合は、(i)この約款及び年度協定書、(ii)基本契約書、(iii)この約款の契約締結に至るまでに市及び受託者が本事業に関して別途合意した事項に係る書面、(iv)質問回答書、(v)業務要求水準書及びモニタリング基本計画書、(vi)募集要項、(vii)優先交渉権者選定基準書、様式集及びその他市が公表した書類、(viii)別冊の仕様書、(ix)技術提案書の順に解釈が優先するものとする。ただし、技術提案書が募集要項等を上回る事項については、技術提案書が(v)の書類に優先する順位とする。技術提案書に誤りが発見された場合、市と受託者はその取扱いについて協議し、市の指示に従うものとする。

17 市がこの契約に基づき書類の受理、通知、立会い、承認、承諾、確認を行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、市が受託者の責任において行うべき本業務の一部又は全部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(個人情報保護)

第1条の2 受託者は、この契約による本業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の適切な管理のために別添に掲げる個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(環境への配慮)

第1条の3 受託者は、本業務の履行においては、省エネルギー、省資源、廃棄物等の削減に配慮するとともに環境基本法(平成5年法律第91号)、茅ヶ崎市環境基本条例(平成8年茅ヶ崎市条例第25号)その他関連法令を遵守しなければならない。

2 受託者は、本業務の履行にあたり、市が定めた環境リスクへの対応手順等について確認し、それに従い本業務を行うこととする。

3 受託者は、本業務の履行にあたり、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)その他関連法令に定められた測定、記録、届出等の必要な措置を確実に実施し、環境汚染を予防しなければならない。この場合には、測定には、校正された測定機器を使用することとする。

4 受託者は、本業務の履行に伴い発生した廃棄物を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき適正に保管及び処理するとともに、第三者に運搬又は処理を委託する場合は、適正に処理されたことを証明する産業廃棄物処理票の写しを市に提出することとする。

5 受託者は、本業務の履行において使用する薬剤等を適正に使用するとともに、その選定にあたっては環境への影響が最小限となるよう配慮することとする。

6 受託者は、本業務の履行に伴い使用する資機材を可能な限り環境配慮製品を使用するものとし、市に納品する成果物の材料については、他に代替できないなどの特別な場合を除き再生材を使用することとする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、市及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、市及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、10日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 市及び受託者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(本業務の範囲)

第2条の2 この約款における業務の範囲は、以下の各号に定める業務(この約款において「本業務」という。)とする。

(1) 統括管理業務

- ①一元統括管理業務
- ②市民対応業務
- ③維持管理情報の更新業務
- ④技術力向上、技術継承に資する業務
- ⑤セルフモニタリング業務
- ⑥今後の事業展開に関する提案業務
- ⑦技術提案に係る支援業務
- ⑧その他関連業務

(2) スtockマネジメント業務(改築工事を除く。)

- ①stockマネジメント点検・調査業務
- ②改築計画策定業務(管路施設:合流)(ポンプ場施設)
- ③管路施設実施設計業務(改築・詳細設計)

(契約金額内訳書及び委託業務工程表の提出)

第3条 受託者は、この約款の契約締結後7日以内に募集要項等に基づいて、契約金額内訳書及び委託業務工程表を作成し、市に提出しなければならない。

- 2 市は、必要があると認めるときは、前項の契約金額内訳書及び委託業務工程表を受理した日から7日以内に、受託者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この約款の他の条項の規定により契約期間又は募集要項等が変更された場合において、市は、必要があると認めるときは、受託者に対して契約金額内訳書及び委託業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この約款の契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 契約金額内訳書及び委託業務工程表は、市及び受託者を拘束するものではない。
- 5 市及び受託者は、第1項の規定による契約金額内訳書の提出後、速やかに、当該内訳書に係る単価を協議し、年度協定書を作成の上合意するものとする。この場合において、協議がその開始の日から14日以内に整わないときは、市がこれを定め、受託者に通知するものとする。
- 6 受託者は、契約金額の変更があったとき(募集要項等に基づき年度ごとの労務単価を見直す場合を含む。)は、当該変更の内容を反映した契約金額内訳書を作成し、14日以内に募集要項等に基づいて、市に提出しなければならない。
- 7 第5項の規定は、第3項又は前項の規定により契約金額内訳書が提出された場合において準用する。
- 8 第5項(前項において準用する場合を含む。)の単価合意は、第30条第5項、第38条第6項及び第39条第3項に定める場合(第26条第1項各号に掲げる場合を除く。)を除き、市及び受託者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、市が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「保

証事業に関する法律」という。)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 受託者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、市が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第6項において「保証の額」という。)は、契約金額の10分の1以上としなければならない。[注:市の規則、運用、その他諸般の事情を考慮の上、修正を行う可能性がございます。]

4 受託者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第55条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により、受託者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、市は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、市の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、成果物(未完成の成果物及び本業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、市の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受託者が前払金の使用や内払い等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、市は、特段の理由がある場合を除き、受託者の契約金額債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受託者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、契約金額債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を市に提出しなければならない。

(著作権の譲渡等)

第6条 受託者は、成果物(第39条第1項の規定により読み替えて準用される第32条に規定する指定部分に係る成果物及び第39条第2項の規定により読み替えて準用される第32条に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。)が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下この条において「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に市に無償で譲渡する。

2 市は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

3 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、市が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、市は、成果物が著作物に該当しない場合には、当

該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

- 4 受託者は、成果物（本業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、市が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 5 市は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括再委託等の禁止）

第7条 受託者は、本業務の全部を一括して、又は市が募集要項等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受託者は、前項の主たる部分のほか、市が募集要項等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受託者は、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、市の承諾を得なければならない。ただし、市が募集要項等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 4 市は、受託者に対して、本業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

第8条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、市がその施工方法を指定した場合において、募集要項等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、市は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

- 2 市は、受託者が本業務の実施に当たって使用する著作物（成果物を除く。）について、受託者が承諾した場合には、当該著作物を利用することができる。この場合、著作物の使用に際し、著作権使用料の支払いは免除されるものとする。

（意匠の実施の承諾等）

第8条の2 受託者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は成果物によって表現される構造物若しくは成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、市に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

- 2 受託者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、市の承諾を得た場合は、この限りでない。

（労働関係法規の遵守）

第9条 受託者は、従事者の賃金、労働時間、休暇など適正な労働条件を確保するため、労働基準法、最低賃金法などの労働関係法規を遵守しなければならない。

- 2 受託者は、市が求める場合は労働関係法規の遵守状況を説明しなければならない。また、市は、受託者に対し、必要に応じ労働関係法規の遵守状況報告書の提出を求めることができる。
- 3 受託者は、労働関係法規について、監督官庁から指導や行政処分を受け、又は、罰則の対象となったときは速やかに市に報告しなければならない。

(監督員)

第10条 市は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この約款に基づく市の権限とされる事項のうち市が必要と認めて監督員に委任したもののほか、募集要項等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 市の意図する本業務を完了(成果物を完成させることを含む。)ための受託者又は受託者の各責任者に対する業務に関する指示

(2) この約款及び募集要項等の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受託者又は受託者の各責任者との協議

(4) 本業務の進捗の確認、募集要項等の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 市は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく市の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 第1項の規定により、市が監督員を置いたときは、この約款に定める指示等は、募集要項等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって市に到達したものとみなす。

(統括業務責任者)

第11条 受託者は、本業務の統括業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を市に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。統括業務責任者は、この契約の履行に関し、本業務の管理及び統括を行うほか、契約金額の変更、契約金額の請求及び受領、第15条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限(ただし、募集要項等において他の各責任者固有の権限として規定するものを除く。)を行使することができる。

2 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを統括業務責任者に委任せず自ら行使しようとするもの(ただし、募集要項等において他の各責任者固有の権限として規定するものを除く。)があるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市に通知しなければならない。

(技術管理責任者)

第11条の2 受託者は、本業務(第2条の2第(1)号の業務に限る。)の指導監督を行う技術管理責任者を定め、その氏名その他必要な事項を市に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。本項に基づく技術管理責任者は、募集要項等で定める権限を行使することができる。

2 受託者は、本業務(第2条の2第(2)号の業務に限る。)の指導監督を行う技術管理責任者を定めることができ、技術管理責任者を定めた場合、その氏名その他必要な事項を市に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。本項に基づく技術管理責任者は、募集要項等で定める権限を行使することができる。

(業務責任者)

第11条の3 受託者は、本業務(第2条の2第(2)号①の業務に限る。以下、本条において同じ。)の技術的管理を行う業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を市に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。当該業務責任者は、募集要項等で定める権限を行使することができる。

(管理技術者)

第11条の4 受託者は、本業務(第2条の2第(2)号②及び③の業務に限る。)の技術的な統括管理及び指導

監督を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を市に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。管理技術者は、法令上規定される権限及び募集要項等で定める権限を行使することができる。

(照査技術者)

第12条 受託者は、募集要項等に定める場合には、本業務(第2条の2第(2)号②及び③の業務に限る。)に係る成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を市に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。照査技術者は、法令上規定される権限及び募集要項等で定める権限を行使することができる。

2 照査技術者は、前条に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(地元関係者との交渉等)

第13条 地元関係者との交渉等は、受託者が行うものとする。この場合において、市が必要と認めるときは、市は、これに協力しなければならない。

2 前項の場合において、受託者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地への立入り)

第14条 受託者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、受託者がその承諾を得るものとする。この場合において、市の指示があるときは、受託者は、これに協力しなければならない。

(統括業務責任者等に対する措置請求)

第15条 市は、統括業務責任者、技術管理責任者、業務責任者、管理技術者、照査技術者その他受託者の責任者又は受託者の使用人若しくは第7条第3項の規定により受託者から本業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に市に通知しなければならない。

3 受託者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、市に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 市は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

(履行報告)

第16条 受託者は、募集要項等に定めるところにより、この契約の履行について市に報告しなければならない。

(貸与品等)

第17条 市が受託者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他本業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、募集要項等に定めるところによる。

2 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、市に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受託者は、募集要項等に定めるところにより、本業務の完了、募集要項等の変更等によって不用となった貸与品等を市に返還しなければならない。

5 受託者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、

市の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（募集要項等と本業務内容が一致しない場合の修補義務）

第18条 受託者は、本業務の内容がこの契約又は市の指示若しくは市と受託者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が市の指示によるときその他市の責めに帰すべき事由によるときは、市は、必要があると認められるときは、契約期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（条件変更等）

第19条 受託者は、本業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに市に通知し、その確認を請求しなければならない。

（1）募集要項等を構成する各書類が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

（2）募集要項等に誤謬又は脱漏があること。

（3）募集要項等の表示が明確でないこと。

（4）履行上の制約等募集要項等に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。

（5）募集要項等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 市は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。

3 市は、受託者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、市は、募集要項等の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により募集要項等の訂正又は変更が行われた場合において、市は、必要があると認められるときは、契約期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（指示等の変更）

第20条 市は、必要があると認めるときは、募集要項等又は本業務に関する指示（以下この条及び第22条において「指示等」という。）の変更内容を受託者に通知して、指示等を変更することができる。この場合において、市は、必要があると認められるときは、契約期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（本業務の中止）

第21条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下この条及び第30条において「天災等」という。）であって、受託者の責めに帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受託者が本業務を行うことができないと認められるときは、市は、本業務の中止内容を直ちに受託者に通知して、本業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 市は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、本業務の中止内容を受託者に通知して、本業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 市は、前2項の規定により本業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、契約期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者が本業務の続行に備え本業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- 4 第1項の規定により本業務の全部又は一部を中止した場合、市が本業務の継続が困難と判断した場合又はこの契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、市は、受託者と協議の上、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

（本業務に係る受託者の提案）

第22条 受託者は、指示等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、市に対して、当該発見又は発案に基づき指示等の変更を提案することができる。

2 市は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、指示等の変更を受託者に通知するものとする。

3 市は、前項の規定により指示等が変更された場合において、必要があると認められるときは、契約期間又は契約金額を変更しなければならない。

（適正な契約期間の設定）

第22条の2 市は、契約期間の延長又は短縮を行うときは、本業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により本業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受託者の請求による契約期間の延長）

第23条 受託者は、その責めに帰すことができない事由により契約期間内に本業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により市に契約期間の延長変更を請求することができる。

2 市は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、契約期間を延長しなければならない。市は、その契約期間の延長が市の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（市の請求による契約期間の短縮等）

第24条 市は、特別の理由により契約期間を短縮する必要があるときは、契約期間の短縮変更を受託者に請求することができる。

2 市は、前項の場合において、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約期間の変更方法）

第25条 契約期間の変更については、市と受託者とは協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、市が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、市が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、市が契約期間の変更事由が生じた日（第23条の場合にあっては市が契約期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受託者が契約期間の変更の請求を受けた日とする。）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

（契約金額の変更方法等）

第26条 契約金額の変更については、次に掲げる場合を除き、第3条第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により作成した年度協定書の単価合意に関する事項（以下「単価合意事項」という。）を

基礎として市と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、市が定め、受託者に通知する。

(1) 数量に著しい変更が生じた場合。

(2) 単価合意事項の作成の前提となっている施工条件と実際の施工条件が異なる場合。

(3) 単価合意事項に記載されていない工種が生じた場合。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、単価合意事項の記載内容を基礎とした協議が不相当である場合。

2 前項各号に掲げる場合における契約金額の変更については、市と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、市が定め、受託者に通知する。

3 前2項の協議開始の日については、市が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、市が契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

4 この契約の規定より、受託者が費用を負担し、又は損害を賠償する場合の負担額又は賠償額については、市と受託者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第27条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、市の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受託者は、そのとった措置の内容を市に直ちに通知しなければならない。

3 市は、災害防止その他本業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、市がこれを負担する。

(一般的損害)

第28条 本業務の完了前に、成果物に生じた損害その他本業務を行うにつき生じた損害(次条第1項、第2項若しくは3項又は第30条第1項に規定する損害を除く。)については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害(保険によりてん補された部分を除く。)のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 本業務を行うにつき第三者に及ぼした損害(第3項に規定する損害を除く。)について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(保険によりてん補された部分を除く。)のうち、市の指示、貸与品等の性状その他市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、市の指示又は貸与品等が不相当であること等市の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 本業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害(募集要項等設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、市がその賠償額を負担しなければならない。ただし、本業務を行うにつき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。

4 前2項の場合その他本業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、市と受託者とが協

力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 本業務の完了前に、不可抗力により、本件施設、試験等に従事する本業務の出来形部分(以下この条及び第54条において「本業務の出来形部分」という。)、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具に損害が生じたときは、受託者は、その事実の発生後直ちにその状況を市に通知しなければならない。

2 市は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び保険によりて補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受託者に通知しなければならない。

3 受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を市に請求することができる(ただし、損害のうち、受託者が被った損害に限る。)

4 市は、前項の規定により受託者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(本業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具であって立会いその他受託者の本業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち契約金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 前項に規定する損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。この場合においては、第26条第1項各号に掲げる場合を除き、単価合意事項に基づき行うものとする。

(1) 本業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた本業務の出来形部分に相応する契約金額の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 仮設物又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額よりも少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「契約金額の100分の1を超える額」とあるのは「契約金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として、同項を適用する。

(契約金額の変更に代える募集要項等の変更)

第31条 市は、第8条、第18条から第22条まで、第23条、第24条、第27条、第28条、前条、第34条又は第44条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて募集要項等を変更することができる。この場合において、募集要項等の変更内容は、市と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、市が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、市が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、市が同項の契約金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受託者は、本業務が完了したとき(原則として、別紙2の支払期に対応するものとする。)は、その旨を市に通知しなければならない。

2 市は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受託者の立会いの下、募集要項等に定めるところにより、本業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。

3 市は、前項の検査によって本業務の完了を確認した後、受託者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

4 市は、受託者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを契約金額の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において、受託者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

5 受託者は、本業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して市の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を本業務の完了とみなして前各項の規定を読み替えて準用する。

(契約金額の支払い)

第33条 受託者は、前条第2項(同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の検査に合格したときは、別紙2に基づき、契約金額の支払いを請求することができる。

2 市は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に契約金額を支払わなければならない。

3 市がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(物価の変動に基づく契約金額の変更)

第33条の2 市又は受託者は、契約期間内において、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により、別紙2の業務に係る契約金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

2 予期することのできない特別な事情により契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、本業務に係る契約金額が著しく不相当となったときは、市又は受託者は、契約金額の変更を請求することができる。

3 市又は受託者により前2項の請求があったときは、市と受託者で協議のうえ、その額を定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、市が定め、受託者に通知するものとする。

(引渡し前における成果物の使用)

第34条 市は、第32条第3項若しくは第4項又は第39条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、市は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 市は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)[注:この契約における前金払、部分払、内払い及びこれらに関連する規定は、提案内容、市の規則、運用、その他諸般の事情を考慮の上、内容の修正を行う可能性がございます。]

第35条 受託者は、契約金額が200万円を超えるものにおいて、保証事業会社と、契約書記載の履行期限を保証期限とし、保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下この条及び次条において「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を市に寄託して、契約金額の10分の3を超えない範囲内で前

払金の支払いを市に請求することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 市は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から20日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 市は、契約金額が変更された場合において、変更後の契約金額が当初の契約金額の10分の2以上増額し、又は減額したときは、その増額し、又は減額した額に既に支払った前払金を当初の契約金額で除して得た割合を乗じて得た額を追加払いし、又は返還させることができる。前項の規定は、前払金の追加払いの請求があった場合について読み替えて準用する。
- 5 前項の場合において、減額後の契約金額が第1項の額に満たないものとなったときは、市は、既に支払った前払金のうちから当初の契約金額から減額後の契約金額を差し引いた額に既に支払った前払金を当初の契約金額で除して得た割合を乗じて得た額を差し引いた額を返還させるものとし、その余剰額については、同項の規定にかかわらず、前払いしたものとみなす。
- 6 前2項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、市と受託者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、契約金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、市が定め、受託者に通知する。
- 7 第4項及び第5項の場合において、受託者は、当該超過額を契約金額が減額された日から30日以内に返還しなければならない。
- 8 市は、受託者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣(以下「財務大臣が決定する率」という。)が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第36条 受託者は、前条第4項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を市に寄託しなければならない。

- 2 受託者は、前項に規定する場合のほか、契約金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに市に寄託しなければならない。
- 3 受託者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 受託者は、前払金額の変更を伴わない契約期間の変更が行われた場合には、市に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第37条 受託者は、前払金を本業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費(当該業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(内払い)

第38条 受託者は、本業務の完了前に、出来形部分に相応する契約金額相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより内払いを請求することができる。

- 2 前項に規定する内払いは、次の各号に掲げる契約金額に応じ、当該各号に定める回数の範囲内において

請求することができる。

(1) 5,000万円未満 1回

(2) 契約金額5,000万円以上1億円未満 2回

(3) 契約金額1億円以上 2回に1億円を増すまでごとに1を加えた回数

3 受託者は、内払いを請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を市に請求しなければならない。

4 市は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受託者の立会いの上、募集要項等に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受託者に通知しなければならない。

5 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

6 内払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の契約金額相当額は、単価合意事項に基づき定め、第26条第1項各号に掲げる場合には市と受託者とが協議して定める。ただし、市が第4項の通知にあわせて第1項の契約金額相当額の協議を申し出た日から10日以内に協議が整わない場合には、市が定め、受託者に通知する。

内払金の額 $\leq$ 第1項の契約金額相当額 $\times$ (9/10—前払金額/契約金額)

7 受託者は、第4項の規定による確認があったときは、前項の規定により算定された額の内払いを請求することができる。この場合においては、市は、当該請求を受けた日から20日以内に内払金を支払わなければならない。

8 前項の規定により内払金の支払いがあった後、再度内払いの請求をする場合においては、第1項及び第6項中「契約金額相当額」とあるのは「契約金額相当額から既に内払いの対象となった契約金額相当額を控除した額」とする。

(部分引渡し)

第39条 成果物について、市が募集要項等において本業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下この条において「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の本業務が完了したときは、第32条中「本業務」とあるのは「指定部分に係る本業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第33条中「契約金額」とあるのは「部分引渡しに係る契約金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完成し、かつ、可分なものであるときは、市は、当該部分について、受託者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第32条中「本業務」とあるのは「引渡部分に係る本業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第33条中「契約金額」とあるのは「部分引渡しに係る契約金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3 前2項の規定により準用する第33条第1項の規定により受託者が請求することができる部分引渡しに係る契約金額は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する契約金額」及び第2号中「引渡部分に相応する契約金額」は、単価合意事項に基づき定め、第26条第1項各号に掲げる場合には市と受託者とが協議して定める。ただし、市が前2項において読み替えて準用する第32条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、市が定め、受託者に通知する。

(1) 第1項に規定する部分引渡しに係る契約金額

= 指定部分に相応する契約金額 $\times$ (1—前払金の額/契約金額)

(2) 第2項に規定する部分引渡しに係る契約金額

= 引渡部分に相応する契約金額 $\times$ (1—前払金の額/契約金額)

(継続費又は債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 継続費又は債務負担行為に係る契約において、各会計年度における出来高予定額は、次のとおりとする。

令和10年度	●●円
令和11年度	●●円
令和12年度	●●円
令和13年度	●●円
令和14年度	●●円
令和15年度	●●円
令和16年度	●●円
令和17年度	●●円
令和18年度	●●円
令和19年度	●●円

2 市は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の出来高予定額を変更することができる。

(継続費又は債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第41条 継続費又は債務負担行為に係る契約の前金払については、第35条中「契約書記載の履行期限」とあるのは「契約書記載の本業務完了の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、同条及び第36条中「契約金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第38条第1項の契約金額相当額(以下この条及び次条において「前会計年度末契約金額相当額」という。))が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に内払いをしたときは、当該超過額を控除した額)」とする。ただし、この契約を締結した会計年度(以下この条及び次条において「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受託者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が募集要項等に定められているときには、同項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、受託者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が募集要項等に定められているときには、同項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、受託者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払いを請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末契約金額相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、受託者は、契約金額相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末契約金額相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第4項の規定を読み替えて準用する。

(継続費又は債務負担行為に係る契約の内払いの特則)

第42条 継続費又は債務負担行為に係る契約において、前会計年度末契約金額相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受託者は、当該会計年度の当初に当該超過額(以下この条において「出来高超過額」という。)について内払いを請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受託者は、予算の執行が可能となる時期以前に内払いの支払いを請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の内払金の額については、第38条第6項及び第8項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

内払金の額 $\leq$ 契約金額相当額 $\times 9/10 -$ （前会計年度までの支払金額 $+$ 当該会計年度の内払金額） $-$
{契約金額相当額 $-$ （前会計年度までの出来高予定額 $+$ 出来高超過額）} $\times$ 当該会計年度前払金額 $/$ 当
該会計年度の出来高予定額

3 継続費又は債務負担行為に係る契約のうち、国又は県の補助金の交付の対象となった契約にあっては、受託者は、第38条第1項の規定にかかわらず、契約金額相当額の全額について内払いを請求することができる。この場合において、前項の算定式中「 $9/10$ 」とあるのは「 $10/10$ 」と読み替えるものとする。

4 各会計年度において、内払いを請求することができる回数は、第38条第2項中「契約金額」とあるのは「出来高予定額」と読み替えて、同項の規定を準用する。

（第三者による代理受領）

第43条 受託者は、市の承諾を得て契約金額の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 市は、前項の規定により受託者が第三者を代理人とした場合において、受託者の提出する支払請求書に当該第三者が受託者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条（第39条において準用する場合を含む。）又は第38条の規定に基づく支払いをしなければならない。

（前払金等の不払に対する受託者の本業務中止）

第44条 受託者は、市が第35条、第38条又は第39条第1項若しくは第2項において読み替えて準用する第33条第2項の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、本業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受託者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を市に通知しなければならない。

2 市は、前項の規定により受託者が本業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、契約期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者が増加費用を必要とし、若しくは受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第45条 市は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受託者は、市に不相当な負担を課するものでないときは、市が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、市が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

（1）履行の追完が不能であるとき。

（2）受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3）成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（4）前3号に掲げる場合のほか、市がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（市の任意解除権）

第46条 市は、本業務が完了するまでの間は、次条、第48条又は第48条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 市は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（市の催告による解除権）

第47条 市は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（1）第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

（2）正当な理由なく、本業務に着手すべき期日を過ぎても本業務に着手しないとき。

（3）契約期間内に完了しないとき又は契約期間経過後相当の期間内に本業務を完了する見込みがないと認められるとき。

（4）各責任者を配置しなかったとき。

（5）正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。

（6）前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（市の催告によらない解除権）

第48条 市は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（1）第5条第1項の規定に違反して契約金額債権を譲渡したとき。

（2）第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。

（3）本業務の履行を完了させることができないことが明らかであるとき。

（4）受託者が本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（5）受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

（6）本業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

（7）前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、市が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（8）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約金額債権を譲渡したとき。

（9）第50条又は第51条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

（10）受託者の振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき。

（11）受託者（受託者が共同企業体の場合は各構成員のいずれか）が、破産、再生若しくは会社更生手続開始の申立てのとき又はそれらの申立てを受けたとき。ただし、破産手続開始の決定後においては破産法（平成16年法律第75号）第53条、再生手続申立ての場合においては民事再生法（平成11年法律第225号）第49条、会社更生手続申立ての場合においては会社更生法（平成14年法律第154号）第61条の制限を受けるものとする。

（12）第55条の2第1項に該当するとき。

（13）モニタリング基本計画書[3.2.3]に定めるこの契約の解除に係る条件に該当したとき。

2 前項に規定する場合のほか、市は、本業務が完了するまでの間、必要があるときは、この契約を解除するこ

とができる。

（暴力団等排除に係る催告によらない解除）

第48条の2 市は、警察本部からの通知に基づき、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- （1）受託者が個人である場合には、その者その他経営に実質的に関与している者が、茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年茅ヶ崎市条例第5号）第2条第3号に定める暴力団員又は同条第4号に定める暴力団員等（以下この条及び次条において「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は受託者が法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められるとき。
- （2）受託者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下、この条において、「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。
- （3）受託者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
- （4）受託者等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人等である場合には役員（本業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し本業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）、支店又は営業所（本業務を遂行する主たる事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。
- （5）受託者が、下請契約又はその他の契約にあたり、その相手方が第1号から第4号のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- （6）受託者が、第1号から第4号のいずれかに該当する者を下請契約又はその他の契約の相手方としていた場合（第5号に該当する場合を除く。）に、市が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第48条の3 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団員等から不当に介入を受けた場合は、遅滞なく市に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受託者は、暴力団員等から不当に介入を受けたことにより、契約期間に遅れが生じるおそれがある場合は、市と契約期間に関する協議を行わなければならない。その結果、契約期間に遅れが生じると認められた場合は、第23条の規定により、市に契約期間延長の請求を行うものとする。

3 受託者は、暴力団員等から不当な介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに市に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（市の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第49条 第47条各号、48条各号又は48条の2第1項各号に定める場合が市の責めに帰すべき事由によるものであるときは、市は、第47条、48条又は48条の2の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第50条 受託者は、市がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の催告によらない解除権）

第51条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- （1）第20条の規定により指示等を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- （2）第21条の規定による本業務の中止期間が契約期間の10分の5（契約期間の10分の5が6月を超える

ときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が本業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の本業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第52条 第50条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の制限)

第52条の2 この契約に定めのある場合及び市と受託者の合意による解除の場合を除き、この契約の全部又は一部を解除することはできない。

(解除の効果)

第53条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する市及び受託者の義務は消滅する(疑義を避けるため付言すると、この契約に基づき発生する損害賠償請求権の消滅を意味するものではない。)。ただし、第39条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 市は、前項の規定にかかわらず、この契約が本業務の完了前に解除された場合において、受託者が既に本業務を完了した部分(第39条の規定により部分引渡しを受けている場合は、当該引渡部分を除く。以下この条及び次条において「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、市は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する契約金額(以下この条及び次条において「既履行部分契約金額」という。)を受託者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分契約金額は、市と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、市が定め、受託者に通知する。

(解除に伴う措置)

第54条 この契約が本業務の完了前に解除された場合において、第35条(第41条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、受託者は、第47条、第48条、第48条の2又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額(第39条第1項又は第2項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額)に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ契約日における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、第46条、第50条又は第51条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を市に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が本業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第35条(第41条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、市は、当該前払金(第39条第1項又は第2項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分契約金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受託者は、第47条、第48条、第48条の2又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ契約日における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、第46条、第50条又は第51条の規定による解除にあつては、当該余剰額を市に返還しなければならない。

3 受託者は、この契約が本業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を市に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受託者は、この契約が本業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受託者が所有又は管理す

る本業務の出来形部分(第39条第1項又は第2項に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。)、調査機械器具、仮設物その他の物件(第7条第3項の規定により、受託者から本業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。)があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、市に明け渡さなければならない。

5 前項に規定する撤去又は修復若しくは取片付けに要する費用(以下この項及び次項において「撤去費用等」という。)は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより市又は受託者が負担する。

(1) 本業務の出来形部分に関する撤去費用等 この契約の解除が第47条、第48条、第48条の2又は次条第3項によるときは受託者が負担し、第46条、第50条又は第51条によるときは市が負担する。

(2) 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等 受託者が負担する。

6 第4項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、市は、受託者に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、市の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、市が支出した撤去費用等(前項第1号の規定により、市が負担する本業務の出来形部分に係るものを除く。)を負担しなければならない。

7 第3項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条、第48条、第48条の2又は次条第3項によるときは市が定め、第46条、第50条又は第51条の規定によるときは受託者が市の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、市が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

8 本業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については市及び受託者が民法の規定に従って協議して決める。

(市の損害賠償請求等)

第55条 市は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 契約期間内に本業務を完了することができないとき。

(2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。

(3) 第47条、第48条又は第48条の2の規定により本業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、第1号及び第2号については契約金額の10分の1に相当する額を、第3号については契約金額の1事業年度相当額(契約金額総額を10事業年度で除した金額をいう。なお、消費税等を含む。以下同じ。)の10分の1に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。なお、市に生じた実際の損害額が当該違約金の額を超える場合においては、市がその超過分につき受託者に損害賠償を請求することを妨げるものではない。

(1) 第47条、第48条又は第48条の2の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定

により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、市が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額から部分引渡しを受けた部分に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

6 第2項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第55条の2 受託者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受託者は、市の請求に基づき、契約金額(この約款の契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。次項において同じ。)の10分の1に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。なお、市に生じた実際の損害額が当該違約金の額を超える場合においては、市がその超過分につき受託者に損害賠償を請求することを妨げるものではない。

(1) この契約に関し、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体(以下「受託者等」という。))に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に応募(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受託者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受託者が前項の違約金を市の指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、契約日における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利

息を市に支払わなければならない。

（受託者の損害賠償請求等）

第56条 受託者は、市が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして市の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（1）第50条又は第51条の規定によりこの契約が解除されたとき。

（2）前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第33条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による契約金額の支払いが遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを市に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第57条 市は、引き渡された成果物に関し、本業務（第2条の2第（2）号②及び③の業務を除く。）に係る成果物については第32条第3項又は第4項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内、本業務（第2条の2第（2）号②及び③の業務に限る。）に係る成果物については契約不適合を知った時から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、契約金額の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 市が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、市が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 市は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 市は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が募集要項等の記載内容、市の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、市は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（保険）

第58条 受託者は、募集要項等又は技術提案書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに市に提示しなければならない。

（紛争の解決）

第59条 この約款の各条項において市と受託者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに市が定めたものに受託者が不服がある場合その他契約に関して市と受託者との間に紛争を生じた場合には、

市及び受託者は、協議の上調停人2名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。
この場合において、紛争の処理に要する費用については、市と受託者とが協議して特別の定めをしたものを除き、市と受託者とがそれぞれ負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、受託者の各責任者の本業務の実施に関する紛争、受託者の使用人又は受託者から本業務を委任され、又は請け負った者の本業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第15条第2項の規定により受託者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により市が決定を行った後又は市若しくは受託者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、市及び受託者は、第1項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市又は受託者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の市と受託者との間の紛争について民事訴訟法(明治23年法律第29号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うことができる。
- 4 市又は受託者は、申し出により、この約款の各条項の規定により行う市と受託者との間の協議に第1項の調停人を立ち合わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。この場合における必要な費用の負担については、同項後段の規定を読み替えて準用する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第60条 この約款において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(遅延損害金)

第61条 この約款に定めるもののほか、市又は受託者が、この契約に基づいて履行すべき契約金額、賠償金、損害金、違約金その他の金銭の支払を遅延した場合は、市又は受託者は相手方に対して、当該支払うべき金額につき遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額を、遅延損害金として支払うものとする。

(法令変更に伴う通知の付与及び協議)

第62条 この約款の契約締結日以後に法令が変更されたことにより、この契約で提示された条件に従って本業務を実施することができなくなったとき又は著しく困難になったときは、受託者は、その内容の詳細を記載した書面を以って、直ちにこれを市に対して通知するものとする。

- 2 市及び受託者は、前項の通知がなされた以降において、この契約に基づく自己の義務が法令に違反することとなった場合、履行期日における当該自己の義務が法令に違反する限りにおいて、その履行義務を免れるものとする。ただし、市又は受託者は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 3 市が受託者から第1項の通知を受理したときは、市及び受託者は、当該法令変更に対応するため、速やかにこの契約及び契約金額の変更等について、次条に規定する負担に従い協議するものとする。
- 4 前項の協議にかかわらず、変更された法令の公布日から60日以内にこの契約又は契約金額の変更等について合意が成立しないときは、市が法令変更に対する対応方法を受託者に対して通知し、受託者はこれに従い本業務の実施を継続するものとする。

(法令変更に伴う増加費用又は損害の負担)

第63条 法令変更により生じる増加費用又は損害が発生した場合は、次の各号の定めに従い負担するものとする。

- (1) 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等(特に、本業務に関する事項を類型的又は特別に規

定することを目的とした法令等を意味するものとし、一般に適用される法律の変更は含まない。)の変更の場合は市の負担とし、一般に適用される法令等の変更は受託者の負担とする。

- (2) 消費税及び地方消費税に関する税制の変更又は税等の新設の場合は、市の負担とし、本業務の内容にかかわらず、法人の利益に関する税制の変更又は税等の新設の場合は、受託者の負担とする。

(法令変更による契約の解除)

第64条 契約期間において、第62条第3項に基づく協議にもかかわらず、この約款の契約締結後における法令変更により、市が本業務の継続が困難と判断した場合又はこの契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、市は、受託者と協議の上、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 前項に基づきこの契約が解除された場合、受託者に生じた損害の負担は、前条の定めに従うものとする。

(契約期間満了に伴う業務引継ぎ等)

第65条 受託者は、契約期間の終了日までに、受託者の責任と費用負担により、市又は市の指定する者に、研修・指導等(以下「終了時の業務引継ぎ等」という。)を行うものとする。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する受託者による終了時の業務引継ぎ等を行わないことができる。

(1) 受託者が、終了時の業務引継ぎ等の必要がない事由を書面で提出し、これを市が認めたとき。

(2) 市が、終了時の業務引継ぎ等が必要ないと認めたとき。

- 3 受託者が正当な理由なく第1項の規定に違反したときは、受託者は市に対して違約金を支払わなければならない。この違約金の額は、市の指定する者が算出する終了時の業務引継ぎ等に係る費用とする。ただし、契約金額の1事業年度相当額の10分の1を上限とする。

- 4 第1項に定める受託者による終了時の業務引継ぎ等の実施期間及び内容等については、募集要項等及び技術提案書に記載するほか、市と受託者の協議により定めるものとする。

(契約解除に伴う業務引継ぎ等)

第66条 この契約が解除されたときの業務引継ぎ等については、次の措置を講ずるものとする。

- 2 第47条、第48条第1項(同項第(11)号を除く。)又は第48条の2によるときは、前条第1項に記載する「契約期間の終了日までに」を「市が定める期日まで」と読み替え、前条を適用するものとする。

- 3 第48条第1項第(11)号によるときは、市は、次の各号のいずれか一つの措置を講ずるものとする。

(1) 第4条の規定に基づく契約保証金の納付若しくはこれに代わる担保の提供が行われ、保証が差し入れられ、又は履行保証保険が付保されている場合は、市は当該契約保証金若しくは担保、保証金又は保険金を受領し、これをもって、債権に充当するものとする。

(2) 前号の受託者による当該履行保証金若しくは担保、保証金又は保険金が付保されていないときは、市は受託者に対し契約金額の10分の1に相当する支払いを求め、これをもって、債権に充当するものとする。

- 4 前項の措置を講ずることは、第55条その他この契約の規定に基づく市の違約金請求権及び損害賠償請求権等を免除又は排斥するものではない。また、前項の規定は、市に生じた損害の額が同項に規定する額を超える場合において、市が当該超える額の支払を請求することを妨げるものではない。

- 5 第46条、第50条又は第51条によるときは、市の指定する者が算出する終了時の業務引継ぎ等に係る費用を超えた業務引継ぎ等に係る費用は、市の負担とする。この場合、業務引継ぎ等の実施時期、費用等については、市と受託者で協議の上で定めるものとする。

(契約の変更)

第67条 この契約に定めがあるほかは、市と受託者の両者が書面により合意した場合にのみ契約内容の変更が行えるものとする。

(公租公課の負担)

第68条 この契約に関連して生じる公租公課は、すべて受託者の負担とする。市は、契約金額及びこれに対する消費税額を支払うほか、この契約に関連するすべての公租公課について、別途負担しないものとする。

(年度協定書の締結)

第69条 この約款に定めるもののほか、本業務の実施に必要な事項について、市及び受託者は、この約款の締結日から契約期間の終了日まで、募集要項等に定める事業年度ごとに、年度協定書を締結するものとする。

(契約外の事項)

第70条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて市と受託者とが協議して定める。

(本頁以下余白)

- 1「市」とは、この契約の発注者である茅ヶ崎市をいう。
- 2「受託者」とは、この契約の受託者である事業者をいう。
- 3「本件施設」とは、特記仕様書の「1.2 対象施設」に定める対象施設をいう。
- 4「不可抗力」とは、この契約の義務の履行に直接かつ不利に影響を与えるものであって、豪雨、暴風、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、疫病その他の自然災害又は戦争、暴動、騒乱、騒擾、テロ、放射能汚染、放火その他の自然的又は人為的な現象のうち、市及び受託者のいずれの責めにも帰すことのできないもので、市又は受託者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は障害発生の防止手段を合理的に期待できないものをいう。
- 5「著作物」とは、著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物、同法第10条第1項第9号に規定するプログラム及び同法第12条の2に規定するデータベースをいう。
- 6「著作権」とは、著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。
- 7「特許権等」とは、特許権、実用新案権、商標権その他日本国の法令及び国際法に基づき保護される第三者の権利をいう。
- 8「成果品」とは、受託者が本業務の履行において作成した成果品をいう。

別紙2 支払方法及び物価改定の対象

支払方法及び物価改定の対象(表1)

業務分類	業務内容	経費の区分※1	支払方法※2 及び支払時期※3	物価改定の対象
統括管理 業務	一元的統括管理業務 市民対応業務 維持管理情報の更新業務 セルフモニタリング業務 技術提案に係る支援業務	固定費	均等支払 (四半期毎)	指標により改定※4
	技術力向上、技術継承に資する業務 今後の事業展開に関する提案業務 その他関連業務	固定費	個別実施精算 (年度末)	
ストックマ ネジメント 業務(改 築工事を 除く)	ストックマネジメント 点検・調査業務	変動費	実施数量精算 (年度末)	指標により改定※4
	改築計画策定業務 (管路施設:合流)(ポンプ場施設)	固定費	個別実施精算 (年度末)	業務開始時に最新単価を反映するため対象外。 なお、最新単価の反映は各業務の開始時に1回のみとし、当該業務が複数年度にわたる場合も、業務開始時に反映した単価を適用する。
	管路施設実施設計業務 (改築・詳細設計)	固定費	個別実施精算 (年度末)	

※1 経費の区分については、固定費は契約締結時に金額を定める経費、変動費は数量に応じて精算する経費、個別精算費(都度見積)は発生時に内容・金額を協議して精算する経費である。

※2 支払方法については、均等支払は支払時期に応じて均等割(割り切れない場合は1事業年度内の最終支払で調整)して支払う。実施数量精算は、合意単価をもとに実施した数量に応じて支払う。個別実施精算は実施内容・金額に応じて支払う。

※3 支払時期については、四半期毎は6月、9月、12月及び3月とする。また、年度末は3月とする。ただし、支払期限はこの契約の定めによる。

※4 年度協定書の締結前に市と受託者で協議し、協議を経て決定された指標により改定する。なお、当該協議においては、第33条の2第3項ただし書きを準用する。

個人情報取扱特記事項

（個人情報を取り扱う際の基本的事項）

第1条 本業務の受託者は、個人情報の保護の重要性を認識するとともに、本業務における個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令（条例を含む。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（適正な管理）

第2条 受託者は、本業務における個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備の上、管理責任者及び本業務に従事する者（以下「従事者」という。）を特定し、その役割及び責任体制（以下「管理責任体制」という。）を明確にするとともに、個人情報の漏えい等が発生したとき又はその兆候を把握したときの従事者から管理責任者への報告体制を整備しなければならない。

3 受託者は、個人情報の適正な管理のため、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策（以下「安全対策等」という。）を講じなければならない。

4 受託者は、本業務に着手する前に第2項に規定する管理責任体制及び報告体制並びに前項の規定により講じた安全対策等について、市に書面により報告しなければならない。

5 受託者は、前項の規定に基づき報告した内容に変更が生じたときは、速やかに変更した内容について市に報告しなければならない。

6 受託者は、前2項の規定に基づく報告の内容に関し、市が理由を示して異議を申し出た場合には、これを変更しなければならない。この場合において、当該変更に伴い新たに経費が必要となる場合、その費用負担については、市と受託者が協議の上決定するものとする。

（管理責任者及び従事者の監督）

第3条 受託者は、管理責任者及び従事者に対し、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（派遣労働者）

第4条 受託者は、本業務を派遣労働者に行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

2 受託者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と派遣元との契約内容にかかわらず、市に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（個人情報の受領）

第5条 受託者は、市から本業務に関し個人情報が記録された文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録（以下「資料等」という。）の提供を受けたときは、市に受領書を提出するものとする。

（目的外利用の禁止等）

第6条 受託者は、本業務以外の目的のために個人情報を利用してはならない。ただし、あらかじめ市の指示又は承諾があった場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第7条 受託者は、市から提供された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ市の指示又は承諾があった場合は、この限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第8条 受託者は、市から貸与され、又は受託者が収集若しくは作成した資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持ち出してはならない。ただし、あらかじめ市の指示又は承諾があった場合は、この限りではない。

(情報システムで取り扱う個人情報の安全管理)

第9条 受託者は、資料等を情報システムにより取り扱う場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 情報システムに暗証番号等を使用してアクセス権限を識別する機能を設定し、アクセス状況を記録すること
 - (2) 情報システムへの外部からの不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止すること
 - (3) 情報システムに不正プログラム(不正かつ有害な動作を行う意図で作成された悪意のあるソフトウェアや悪質なプログラムをいう。)をインストールしないこと
 - (4) 前条ただし書きの規定による市の承諾により資料等を持ち出すときは、暗号化処理を行うこと
- (再委託の禁止等)

第10条 受託者は、本業務に係る個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者(当該第三者が、受託者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下同じ。)に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う業務を第三者(以下「再受託者」という。)に委託(以下「再委託」という。)する場合(再委託の内容を変更する場合を含む。)、再受託者の当該業務に関する行為については、市に対しすべての責任を負うものとする。
- 3 受託者は、個人情報を取り扱う業務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、本特記事項を遵守するため再受託者における管理責任体制及び報告体制の整備ほか必要な事項について再受託者と約定しなければならない。
- 4 受託者は、再受託者の業務の履行を管理監督するとともに、市の求めに応じて、その状況等を市に適宜報告しなければならない。
- 5 再委託した業務をさらに委託すること(再受託者の子会社への委託を含む。以下「再々委託」という。)は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合にあっては、あらかじめ市の書面による承諾を得るものとする。
- 6 受託者は、再々委託の契約内容にかかわらず、市に対して再々委託をした相手方の当該業務に関する行為について、すべての責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第11条 受託者は、本業務に関し市から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した資料等について、この契約が終了し、又は解除された後直ちに市に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 受託者は、第7条ただし書きの規定により複写又は複製した資料等について、当該資料等に係る個人情報又は媒体を、この契約が終了し、又は解除された後、直ちに消去し、又は廃棄しなければならない。

この場合において、電子計算機に記録された情報を消去する場合は、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

- 3 受託者は、前項の規定により資料等を廃棄する場合、物理的に破壊するなど資料等が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 受託者は、第2項の規定により資料等を消去又は廃棄したときは、消去又は廃棄した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法、責任者、消去又は廃棄の年月日が記載された書面)を市に提出しなければならない。
- 5 受託者は、消去又は廃棄に際し、市から立会を求められたときはこれに応じなければならない。
(随時の報告)

第12条 市は、受託者に対し、本業務に係る個人情報の管理の状況及び業務の履行状況(以下「管理状況等」という。)について、随時に報告を求めることができる。
(実地検査等)

- 第13条 市は、本業務に係る個人情報の秘匿性等その内容や量等に応じて、受託者における管理状況等について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、本業務に係る個人情報の秘匿性等その内容や量等を踏まえ、実地検査を行わない場合にあつては、受託者に報告書を提出させることにより確認するものとする。
 - 3 前条及び前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、市の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、市がこれを負担しなければならない。
(事故発生時等における報告)

- 第14条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに当該事故の内容、経緯、被害状況等を市に報告し、市の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 2 受託者は、前項の事故が生じ、又は生ずるおそれがあった場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講じなければならない。
(教育及び研修の実施)

- 第15条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項について、教育及び研修を実施しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させなければならない。
(契約の解除)

- 第16条 市は、受託者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約を解除することができるものとする。
- 2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、市にその損害の賠償を求めることはできない。
(損害賠償)

- 第17条 受託者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより市が損害を被った場合には、市にその損害を賠償しなければならない。

工事請負契約約款

(総則)

- 第1条 市及び受託者は、①この約款(契約書を含む。以下同じ。))に基づき、②年度協定書(第62条に定める年度協定書をいう。以下同じ。)、③市、●、●及び●の間で締結された●年●月●日付茅ヶ崎市下水道管路施設等官民連携業務委託基本契約書、④募集要項、⑤業務要求水準書、⑥モニタリング基本計画書、⑦優先交渉権者選定基準書、⑧様式集、⑨その他市が公表した書類、⑩①乃至⑨に関する質問回答書(以下「質問回答書」という。)、⑪別冊の図書(別冊の図面、特記仕様書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。また、④乃至⑪を個別に又は総称して、「募集要項等」という。)及び⑫技術提案書(①乃至⑫により構成される契約を、以下「この契約」という。)に従い、日本国の法令(茅ヶ崎市条例・規則等を含む。以下同じ。)を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受託者は、工事(第2条の2に定義する。以下同じ。)を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を市に引き渡すものとし、市は、その契約金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この約款、年度協定書、基本契約書及び募集要項等に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して市と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して市と受託者との間で用いる計量単位は、募集要項等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この契約における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、横浜地方裁判所をもって合意による第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、市は、この契約に基づくすべての行為を当該共同企業体の代表者に対して行うものとし、市が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、市に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。なお、当該共同企業体のすべての構成員は、この契約記載の工事を共同連帯して履行する。
- 13 この約款において使用する用語の定義は、文脈上別異に解すべき場合及びこの約款に別途定める場合を除き、基本契約書別紙1の定義に従う。
- 14 第1項に定める各書類の間に矛盾又は齟齬がある場合は、(i)この約款及び年度協定書、(ii)基本契約書、(iii)この約款の契約締結に至るまでに市及び受託者が本事業に関して別途合意した事項に係る書面、(iv)質問回答書、(v)業務要求水準書及びモニタリング基本計画書、(vi)募集要項、(vii)優先交渉権者選定基準書、様式集及びその他市が公表した書類、(viii)別冊の図書、(ix)技術提案書の順に解釈が優先するものとする。ただし、技術提案書が募集要項等を上回る事項については、技術提案書が(v)の書類に優先する順位とする。技術提案書に誤りが発見された場合、市と受託者はその取扱いについて協議し、市の指示に従うものとする。
- 15 市がこの契約に基づき書類の受理、通知、立会い、承認、承諾、確認を行い、又は説明若しくは報告を求

めたことをもって、市が受託者の責任において行うべき工事の一部又は全部について責任を負担するものと解釈してはならない。

（労働関係法規の遵守）

第1条の2 受託者は、従事者の賃金、労働時間、休暇など適正な労働条件を確保するため、労働基準法、最低賃金法などの労働関係法規を遵守しなければならない。

2 受託者は、市が求める場合は労働関係法規の遵守状況を説明しなければならない。また、市は、受託者に対し、必要に応じ労働関係法規の遵守状況報告書の提出を求めることができる。

3 受託者は、労働関係法規について、監督官庁から指導や行政処分を受け、又は、罰則の対象となったときは速やかに市に報告しなければならない。

（個人情報の保護）

第1条の3 受託者は、この契約による工事を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の適切な管理のために別添に掲げる個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

（環境への配慮）

第1条の4 受託者は、工事の施工においては、省エネルギー、省資源、廃棄物等の削減に配慮するとともに環境基本法（平成5年法律第91号）、茅ヶ崎市環境基本条例（平成8年茅ヶ崎市条例第25号）その他関連法令を遵守しなければならない。

2 受託者は、工事の施工にあたり、市が定めた環境リスクへの対応手順等について確認し、それに従い工事を行うこととする。

3 受託者は、工事の施工にあたり、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）その他関連法令に定められた測定、記録、届出等の必要な措置を確実に実施し、環境汚染を予防しなければならない。この場合には、測定には、校正された測定機器を使用することとする。

4 受託者は、工事の施工に伴い発生した廃棄物を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき適正に保管及び処理するとともに、第三者に運搬又は処理を委託する場合は、適正に処理されたことを証明する産業廃棄物処理票の写しを市に提出することとする。

5 受託者は、工事の施工において使用する薬剤等を適正に使用するとともに、その選定にあたっては環境への影響が最小限となるよう配慮することとする。

6 受託者は、工事の施工に伴い使用する資機材を可能な限り環境配慮製品を使用するものとし、市に納品する工事目的物の材料については、他に代替できないなどの特別な場合を除き再生材を使用することとする。

（関連工事の調整）

第2条 受託者は、受託者の施工する工事及び市の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、市は、受託者の調整に従い、市が必要と認めるときは、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

2 受託者は、受託者の施工する工事及び募集要項等にした他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、市は、受託者の調整に従い、市が必要と認めるときは、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（工事の範囲）

第2条の2 この契約における工事の範囲は、以下の各号に定める工事（この約款において「工事」という。）とする。

(1) 改築工事(ストックマネジメント業務)

(2) その他工事

①取付け管布設替工事(合流)

②マンホールふた及び枠の改築工事(分流污水、分流雨水)

③污水ます及び取付け管設置工事(合流、分流污水)

④集水ます及び取付け管設置工事(合流)

⑤集水ます縁塊交換工事(合流)

⑥その他附帯工事

(契約金額内訳書及び工程表)

第3条 受託者は、この約款の契約締結後7日以内に募集要項等に基づいて、契約金額内訳書〔詳細設計完了後に行う契約の変更の内容を反映した内訳書〕及び工程表を作成し、市に提出しなければならない。

2 契約金額内訳書には、材料費、労務費、法定福利費(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)、安全衛生経費(建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)並びに建設業退職金共済契約(中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)に係る掛金を明示するものとする。

3 契約金額内訳書及び工程表は、市及び受託者を拘束するものではない。

4 市及び受託者は、第1項の規定による契約金額内訳書の提出後、速やかに、当該内訳書に係る契約金額を協議し、年度協定書を作成の上合意するものとする。この場合において、協議がその開始の日から14日以内に整わないときは、市がこれを定め、受託者に通知するものとする。

5 受託者は、契約金額の変更があったとき(募集要項等に基づき年度ごとの合意単価を見直す場合を含む。)は、当該変更の内容を反映した契約金額内訳書を作成し、14日以内に募集要項等に基づいて、市に提出しなければならない。

6 第4項の規定は、前項の規定により契約金額内訳書が提出された場合において準用する。

7 第4項(前項において準用する場合を含む。)において契約金額を定める際に合意した単価(以下「合意単価」という。)は、第25条第1項柱書、第26条第1項、第30条第5項、第38条第7項、第39条第2項及び別紙2に定める場合(ただし、いずれも第25条第1項各号に掲げる場合を除く。)を除き、市及び受託者を拘束するものではない。

(適正な労務費の確保等)

第3条の2 市及び受託者は、契約金額内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準(建設業法(昭和24年法律第100号)第34条第2項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。)を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

2 市は、前項の契約金額内訳書に明示された労務費を含む契約金額を受託者に支払わなければならない。

3 受託者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。

(2) 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとする。

4 市は、受託者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

(1) 前項第1号の支払に関する書面

(2) 前項第2号の支払に関する書面

5 受託者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

(契約の保証)

第4条 受託者は、この約款の契約締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。
ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、市が確実と認める金融機関等又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「保証事業に関する法律」という。)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 受託者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、市が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第6項において「保証の額」という。)は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

4 受託者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第55条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により、受託者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、市は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、市の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第4項の規定による内払いのための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、市の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受託者が前払金の使用や内払い等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、市は、特段の理由がある場合を除き、受託者の契約金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受託者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、契約金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を市に提出しなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受託者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 市は、受託者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（下請負人の健康保険等加入義務等）

第7条の2 受託者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受託者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

（1）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

（2）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

（3）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受託者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると市が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受託者は、市の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を市に提出しなければならない。

（特許権等の使用）

第8条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、市がその工事材料、施工方法を指定した場合において、募集要項等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、市は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第9条 市は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく市の権限とされる事項のうち市が必要と認めて監督員に委任したもののほか、募集要項等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

（1）この契約の履行についての受託者又は受託者の統括業務責任者及び現場代理人に対する指示、承諾又は協議

（2）募集要項等及び技術提案書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受託者が作成した詳細図等の承諾

（3）募集要項等及び技術提案書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 市は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく市の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 市が監督員を置いたときは、この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、募集要項等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって市に到達したものとみなす。

6 市が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、市に帰属する。

（統括業務責任者、現場代理人及び主任技術者等）

第10条 統括業務責任者は、工事の施工に関し、全体の管理及び統括を行うほか、契約金額の変更、契約金額の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、この契約の解除に係る

権限並びに現場代理人の権限を除き、この約款に基づく受託者の一切の権限(ただし、募集要項等において他の各責任者固有の権限として規定するものを除く。)を行使することができる。

- 2 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを統括業務責任者に委任せず自ら行使しようとするもの(ただし、募集要項等において他の各責任者固有の権限として規定するものを除く。)があるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市に通知しなければならない。

第10条の2 受託者は、現場代理人及び工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者等(建設業法第26条第2項の規定に該当する場合には監理技術者、同条第3項の工事の場合には専任の主任技術者又は監理技術者、同条第3項第2号の規定を使用し監理技術者が兼務する場合は監理技術者補佐、同条第5項の工事の場合には監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者、同法第26条の2の工事の場合にはそれを行うことができる同条に規定する専門技術者をいう。以下同じ。)を定めて工事現場に置き、募集要項等に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を市に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、契約金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、統括業務責任者の権限並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限(ただし、募集要項等において他の各責任者固有の権限として規定するものを除く。)を行使することができる。

- 3 市は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、市との連絡体制が確保されたと認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

- 4 受託者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするもの(ただし、募集要項等において他の各責任者固有の権限として規定するものを除く。)があるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市に通知しなければならない。

- 5 現場代理人及び主任技術者等は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 受託者は、募集要項等に定めるところにより、この契約の履行について市に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 市は、統括業務責任者又は現場代理人がその職務(主任技術者等と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 市又は監督員は、主任技術者等(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受託者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 3 受託者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に市に通知しなければならない。

- 4 受託者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、市に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 5 市は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、募集要項等及び技術提案書に定めるところによる。募集要項等及び技

術提案書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受託者は、募集要項等において監督員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。
- 3 監督員は、受託者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受託者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受託者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受託者は、募集要項等において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受託者は、募集要項等において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受託者は、前2項に規定するほか、市が特に必要があると認めて募集要項等において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、募集要項等に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受託者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受託者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受託者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受託者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受託者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 市が受託者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)が存在する場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、募集要項等に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受託者の立会いの上、市の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が募集要項等の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受託者は、その旨を直ちに市に通知しなければならない。
- 3 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、市に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと(第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。)など

があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに市に通知しなければならない。

- 5 市は、受託者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受託者に請求しなければならない。
- 6 市は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 市は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受託者は、募集要項等に定めるところにより、工事の完成、募集要項等の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を市に返還しなければならない。
- 10 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、市の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が募集要項等に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。
(工事用地の確保等)

第16条 市は、工事用地その他募集要項等において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受託者が工事の施工上必要とする日(募集要項等に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。

- 2 受託者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、募集要項等の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等を受託者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、市に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、市は、受託者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、市の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、市の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、市が受託者の意見を聴いて定める。
(募集要項等又は技術提案書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受託者は、工事の施工部分が募集要項等又は技術提案書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他市の責めに帰すべき事由によるときは、市は、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受託者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が募集要項等又は技術提案書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受託者に通知して、

工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受託者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受託者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 募集要項等を構成する各書類が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)

(2) 募集要項等に誤謬又は脱漏があること。

(3) 募集要項等の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等募集要項等に表示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5) 募集要項等に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。

3 市は、受託者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、募集要項等の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し募集要項等を訂正する必要があるもの 市が行う。

(2) 第1項第4号又は第5号に該当し募集要項等を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 市が行う。

(3) 第1項第4号又は第5号に該当し募集要項等を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 市と受託者とが協議して市が行う。

5 前項の規定により募集要項等の訂正又は変更が行われた場合において、市は、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(募集要項等の変更)

第19条 市は、必要があると認めるときは、募集要項等の変更内容を受託者に通知して、募集要項等を変更することができる。この場合において、市は、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受託者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受託者が工事を施工できないと認められるときは、市は、工事の中止内容を直ちに受託者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 市は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受託者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 市は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工

期若しくは契約金額を変更し、又は受託者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（著しく短い工期の禁止）

第21条 市は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受託者の請求による工期の延長）

第22条 受託者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受託者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、市に工期の延長変更を請求することができる。

2 市は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。市は、その工期の延長が市の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（市の請求による工期の短縮等）

第23条 市は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受託者に請求することができる。

2 市は、前項の場合において、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第24条 工期の変更については、市と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、市が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、市が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、市が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては市が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受託者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

3 市は、第1項の協議に当たっては、受託者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受託者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受託者が第59条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第60条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

（契約金額の変更方法等）

第25条 契約金額の変更については、次に掲げる場合を除き、第3条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により作成した年度協定書の合意単価に関する事項（以下「合意単価事項」という。）を基礎として市と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、市が定め、受託者に通知する。

（1）数量に著しい変更が生じた場合。

（2）合意単価事項の作成の前提となっている施工条件と実際の施工条件が異なる場合。

（3）合意単価事項に記載されていない工種が生じた場合。

（4）前各号に掲げる場合のほか、合意単価事項の記載内容を基礎とした協議が不適當である場合。

2 前項各号に掲げる場合における契約金額の変更については、市と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、市が定め、受託者に通知する。

3 前2項の協議開始の日については、市が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

4 市は、第1項の協議に当たっては、受託者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受託者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受託者が第59条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第60条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

5 この約款の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に市が負担する必要な費用の額については、市と受託者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)

第26条 市又は受託者は、工期内で日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により、別紙2の対象業務に係る契約金額が不相当となったと認めたときは、年度協定書の締結にあたり、合意単価事項に基づき相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

2 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約金額が不相当となったときは、市又は受託者は、前項の規定によるほか、契約金額の変更を請求することができる。

3 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不相当となったときは、市又は受託者は、前各項の規定にかかわらず、契約金額の変更を請求することができる。

4 前3項の場合において、契約金額の変更額については、市と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、市が定め、受託者に通知する。

5 前項の協議開始の日については、市が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、市が第1項、第2項又は第3項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

6 市は、第4項の協議に当たっては、受託者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受託者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受託者が第59条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第60条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(臨機の措置)

第27条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受託者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、市が負担する。

(一般的損害)

第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。)については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害(第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。

ただし、その損害(第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、市がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、市及び受託者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等(募集要項等で基準を定めたもの)にあつては、当該基準を超えるものに限る。)市と受託者のいずれの責めにも帰することができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具(以下この条において「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、受託者は、その事実の発生後直ちにその状況を市に通知しなければならない。

2 市は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受託者に通知しなければならない。

3 受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を市に請求することができる。

4 市は、前項の規定により受託者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物等であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第4項の規定による検査、立会いその他受託者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。)のうち契約金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、市が損害合計額を負担するものとする。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。この場合においては、第25条第1項各号に掲げる場合を除き、合意単価事項に基づき行うものとする。

(1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「契約金額の100分の1を超え

る額」とあるのは「契約金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(契約金額の変更に代える募集要項等の変更)

第31条 市は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて募集要項等を変更することができる。この場合において、募集要項等の変更内容は、市と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、市が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、市が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、市が契約金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受託者は、工事が完成したときは、その旨を市に通知しなければならない。

2 市は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受託者の立会いの上、募集要項等に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を受託者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受託者の負担とする。

4 市は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受託者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5 市は、受託者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを契約金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受託者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受託者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して市の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(契約金の支払い)

第33条 受託者は、前条第2項(同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、別紙2に基づき、契約金の支払いを請求することができる。

2 市は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に契約金を支払わなければならない。

3 市がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第34条 市は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、市は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 市は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

- 第35条 受託者は、契約金額が200万円を超えるものにおいて、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を市に寄託して、契約金額の10分の4を超えない範囲内において前払金の支払いを市に請求することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
 - 3 市は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から20日以内に前払金を支払わなければならない。
 - 4 受託者は、第1項の規定による前払金の支払いを受けた後、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第2項各号に掲げる要件に該当するときは、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を市に寄託して、契約金額の10分の2を超えない範囲内において中間前払金の支払いを市に請求することができる。ただし、第38条に規定する内払い及び第39条に規定する部分引渡しに係る支払いがされている場合は、この限りでない。
 - 5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。
 - 6 受託者は、第4項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、市又は市の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、市又は市の指定する者は、受託者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受託者に通知しなければならない。
 - 7 市は、契約金額が変更された場合において、変更後の契約金額が当初の契約金額の10分の2以上増額し、又は減額したときは、その増額し、又は減額した額に既に支払った前払金を当初の契約金額で除して得た割合を乗じて得た額を追加払いし、又は返還させることができる。前項の規定は、前払金の追加払いの請求があった場合について準用する。
 - 8 前項の場合において、減額後の契約金額が第1項の額に満たないものとなったときは、市は、既に支払った前払金のうちから当初の契約金額から減額後の契約金額を差し引いた額に既に支払った前払金を当初の契約金額で除して得た割合を乗じて得た額を差し引いた額を返還させるものとし、その余剰額については、同項の規定にかかわらず、前払いしたものとみなす。
 - 9 前2項の場合において、当該超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不適当であると認められるときは、市と受託者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、契約金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、市が定め、受託者に通知する。
 - 10 第7項及び第8項の場合において、受託者は、当該超過額を契約金額が減額された日から30日以内に返還しなければならない。
 - 11 市は、受託者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。
- （保証契約の変更）

- 第36条 受託者は、前条第7項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を市に寄託しなければならない。
- 2 受託者は、前項に規定する場合のほか、契約金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに市に寄託しなければならない。
 - 3 受託者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約

の相手方たる保証事業会社が定め、市が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

- 4 受託者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、市に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第37条 受託者は、前払金(中間前払金を除く。)をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、前払金額の100分の25を超えない範囲で、前払金をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

- 2 受託者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(内払い)

第38条 受託者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品(第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては募集要項等で内払いの対象とすることを指定したものに限る。)に相応する契約金相当額の10分の9以内の額について、次項から第8項までに定めるところにより内払いを請求することができる。

- 2 前項に規定する内払いは、次の各号に掲げる契約金額に応じ、当該各号に定める回数の範囲内において請求することができる。

(1) 契約金額5,000万円未満 1回

(2) 契約金額5,000万円以上1億円未満 2回

(3) 契約金額1億円以上 2回に1億円を増すまでごとに1を加えた回数

- 3 受託者は、内払いを請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を市に請求しなければならない。

- 4 市は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受託者の立会いの上、募集要項等に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受託者に通知しなければならない。この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を受託者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 5 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受託者の負担とする。

- 6 受託者は、第4項の規定による確認があつたときは、内払いを請求することができる。この場合においては、市は、当該請求を受けた日から20日以内に内払金を支払わなければならない。

- 7 内払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の契約金相当額は、合意単価事項に基づき定め、第25条第1項各号に掲げる場合には市と受託者とが協議して定める。ただし、市が第4項前段の通知をした日から10日以内に協議が整わない場合には、市が定め、受託者に通知する。

内払金の額 $\leq$ 第1項の契約金相当額 $\times \{9/10 - (\text{前払金額} + \text{中間前払金額}) / \text{契約金額}\}$

- 8 第6項の規定により内払金の支払いがあつた後、再度内払いの請求をする場合においては、第1項及び前項中「契約金相当額」とあるのは「契約金相当額から既に内払いの対象となった契約金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第39条 工事目的物について、市が募集要項等において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「契約金」とあるのは「部分引渡しに係る契約金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項において準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る契約金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する契約金の額は、合意単価事項に基づき定め、第25条第1項各号に掲げる場合には市と受託者とが協議して定める。ただし、市が前項の規定により準用される第32条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、市が定め、受託者に通知する。

部分引渡しに係る契約金の額

$$= \text{指定部分に相応する契約金の額} \times \{1 - (\text{前払金額} + \text{中間前払金額}) / \text{契約金額}\}$$

(継続費又は債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 継続費又は債務負担行為に係る契約において、各会計年度における出来高予定額は、次のとおりとする。

令和10年度	●●円
令和11年度	●●円
令和12年度	●●円
令和13年度	●●円
令和14年度	●●円
令和15年度	●●円
令和16年度	●●円
令和17年度	●●円
令和18年度	●●円
令和19年度	●●円

2 市は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の出来高予定額を変更することができる。

(継続費又は債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)

第41条 継続費又は債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末)」と、同条及び第36条中「契約金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第38条第1項の契約金相当額(以下この条及び次条において「契約金相当額」という。))が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に内払いをしたときは、当該超過額を控除した額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この約款の契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受託者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払いを請求することはできない。

2 前項の場合において契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が募集要項等に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第1項及び第4項の規定にかかわらず、受託者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が募集要項等に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受託者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分を含めて前払金

及び中間前払金の支払いを請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末における契約金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受託者は、契約金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における契約金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第4項の規定を準用する。

（継続費又は債務負担行為に係る契約の内払いの特則）

第42条 継続費又は債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における契約金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受託者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について内払いを請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受託者は、予算の執行が可能となる時期以前に内払いの支払いを請求することはできない。

2 この契約において、前払金及び中間前払金の支払いを受けている場合の内払金の額については、第38条第7項及び第8項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

内払金の額 $\leq$ 契約金相当額 $\times 9/10 -$ （前会計年度までの支払金額 $+$ 当該会計年度の内払金額） $-$ {契約金相当額 $-$ （前年度までの出来高予定額 $+$ 出来高超過額）} $\times$ （当該会計年度前払金額 $+$ 当該会計年度中間前払金額） $\div$ 当該会計年度の出来高予定額

3 継続費又は債務負担行為に係る契約のうち、国又は県の補助金の交付の対象となった契約にあっては、受託者は、第38条第1項の規定にかかわらず、契約金相当額の全額について内払いを請求することができる。この場合において、前項の算定式中「 $9/10$ 」とあるのは「 $10/10$ 」と読み替えるものとする。

4 各会計年度において、内払いを請求することができる回数は、第38条第2項中「契約金額」とあるのは「出来高予定額」と読み替えて、同項の規定を準用する。

（第三者による代理受領）

第43条 受託者は、市の承諾を得て契約金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 市は、前項の規定により受託者が第三者を代理人とした場合において、受託者の提出する支払請求書に当該第三者が受託者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条（第39条において準用する場合を含む。）又は第38条の規定に基づく支払いをしなければならない。

（前払金等の不払に対する工事中止）

第44条 受託者は、市が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を市に通知しなければならない。

2 市は、前項の規定により受託者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受託者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第45条 市は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請

求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、市は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受託者は、市に不相当な負担を課するものでないときは、市が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、市が相当の期間を定めて履行の追完の催促をし、その期間内に履行の追完がないときは、市は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(市の任意解除権)

第46条 市は、工事が完成するまでの間は、次条、第48条又は第48条の2第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 市は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(市の催告による解除権)

第47条 市は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

(3) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。

(4) 第10条第1項及び第10条の2に定める者を設置しなかったとき。

(5) 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(市の催告によらない解除権)

第48条 市は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第5条第1項の規定に違反して契約金債権を譲渡したとき。

(2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。

(3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除去した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

(5) 受託者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(6) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ

契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、市が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に契約金債権を譲渡したとき。
- (10) 第51条又は第52条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受託者の振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき。
- (12) 破産、再生若しくは会社更生手続開始の申立てのとき又はそれらの申立てを受けたとき。ただし、破産手続開始の決定後においては破産法(平成16年法律第75号)第53条、再生手続申立ての場合においては民事再生法(平成11年法律第225号)第49条、会社更生手続申立ての場合においては会社更生法(平成14年法律第154号)第61条の制限を受けるものとする。
- (13) 第55条の2第1項に該当するとき。
- (14) モニタリング基本計画書[3.2.3]に定めるこの契約の解除に係る条件に該当したとき。

(暴力団等排除に係る催告によらない解除)

第48条の2 市は、警察本部からの通知に基づき、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受託者が個人である場合には、その者その他経営に実質的に関与している者が、茅ヶ崎市暴力団排除条例(平成23年茅ヶ崎市条例第5号)第2条第3号に定める暴力団員又は同条第4号に定める暴力団員等(以下この条及び次条において「暴力団員等」という。)と認められるとき、又は受託者が法人等(法人又は団体をいう。)である場合には、同条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められるとき。
- (2) 受託者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下、この条において、「県条例」という。)第23条第1項に違反したと認められるとき。
- (3) 受託者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
- (4) 受託者等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)、支店又は営業所(業務を遂行する主たる事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。
- (5) 受託者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第4号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 受託者が、第1号から第4号のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第5号に該当する場合を除く。)に、市が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

2 受託者が共同企業体の場合にあっては、前項の規定はその構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第48条の3 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団員等から不当に介入を受けた場合は、遅滞なく市に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受託者は、暴力団員等から不当に介入を受けたことにより、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、市

と工期に関する協議を行わなければならない。その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、第21条の規定により、市に工期延長の請求を行うものとする。

- 3 受託者は、暴力団員等から不当な介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに市に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（市の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第49条 第47条各号、第48条各号又は第48条の2第1項各号に定める場合が市の責めに帰すべき事由によるものであるときは、市は、第47条、第48条又は第48条の2の規定による契約の解除をすることができない。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第50条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受託者が第47条各号、第48条各号又は第48条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、市は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

- 2 受託者は、前項の規定により保証人が選定し市が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から市に対して、この契約に基づく次の各号に定める受託者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

（1）契約金債権（前払金若しくは中間前払金、内払金又は部分引渡しに係る契約金として受託者に既に支払われたものを除く。）

（2）工事完成債務

（3）契約不適合を保証する債務（受託者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

（4）解除権

（5）その他この契約に係る一切の権利及び義務（第29条の規定により受託者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

- 3 市は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受託者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による市の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて市に対して受託者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（受託者の催告による解除権）

第51条 受託者は、市がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の催告によらない解除権）

第52条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（1）第19条の規定により募集要項等を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。

（2）第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第53条 第51条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託

者は 前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第54条 市は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び内払いの対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する契約金を受託者に支払わなければならない。この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を受託者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受託者の負担とする。

3 第1項の場合において、第35条(第41条において準用する場合を含む。)の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額(第38条及び第42条の規定による内払いをしているときは、その内払いにおいて償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する契約金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受託者は、解除が第47条、第48条、第48条の2又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ契約日における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第51条又は第52条の規定によるときにあっては、その余剰額を市に返還しなければならない。

4 受託者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、市に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受託者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を市に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受託者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受託者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、市に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、市は、受託者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、市の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、市の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条、第48条、第48条の2又は次条第3項の規定によるときは市が定め、第46条、第51条又は第52条の規定によるときは受託者が市の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、市が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については市及び受託者が民法の規定に従って協議して決める。

(市の損害賠償請求等)

第55条 市は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 工期内に工事を完成することができないとき。

(2) この工事目的物に契約不適合があるとき。

(3) 第47条、第48条又は第48条の2の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。受託者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して市に支払わなければならない。なお、市に生じた実際の損害額が当該違約金の額を超える場合においては、市がその超過分につき受託者に損害賠償を請求することを妨げるものではない。

(1) 第47条、第48条又は第48条の2の規定により工事目的物の完成前に、この契約が解除されたとき。

(2) 工事目的物の完成前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、市が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額から出来形部分に相当する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を請求するものとする。

6 第2項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第55条の2 受託者(共同企業体にあつては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受託者は、市の請求に基づき、契約金額(この約款の契約締結後、契約金額の変更があつた場合には、変更後の契約金額。次項において同じ。)の10分の1に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。なお、市に生じた実際の損害額が当該違約金の額を超える場合においては、市がその超過分につき受託者に損害賠償を請求することを妨げるものではない。

(1) この契約に関し、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受

託者又は受託者が構成事業者である事業者団体(以下「受託者等」という。))に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に応募(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受託者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6、第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受託者が前項の違約金を市の指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、契約日における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を市に支払わなければならない。

(受託者の損害賠償請求等)

第56条 受託者は、市が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして市の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第51条又は第52条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による契約金の支払いが遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを市に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第57条 市は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項(第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、契約金額の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、市が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受託者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 市が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、市が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 市は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消

滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 市は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条に定める部分の瑕疵(構造耐力又は雨水の侵入に影響のないものを除く。)について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は市若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、市は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

第58条 受託者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を募集要項等及び技術提案書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。

2 受託者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに市に提示しなければならない。

3 受託者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を市に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第59条 この約款の各条項において市と受託者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに市が定めたものに受託者が不服がある場合その他この契約に関して市と受託者との間に紛争を生じた場合には、市及び受託者は、建設業法による神奈川県建設工事紛争審査会(以下次条において「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、統括業務責任者若しくは現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者等その他受託者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受託者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により市が決定を行った後、又は市若しくは受託者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、市及び受託者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第60条 市及び受託者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第61条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（年度協定書の締結）

第62条 この約款に定めるもののほか、工事の実施に必要な事項について、市及び受託者は、この約款の契約締結日から工期の終了日まで、事業年度ごとに、年度協定書を締結するものとする。

（補則）

第63条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて市と受託者とが協議して定める。

（本頁以下余白）

改築工事に係る契約金額の算定方法(表1)

項目		内容
対象工事		改築工事(ストックマネジメント業務)
運用 手順	契約締結前	・市は業務要求水準書に定める工事について、土木工事標準積算基準書及び下水道用設計標準歩掛表に準拠し、工事費(以下「官積算金額」という。)を算出し、工事における総価を公表する。市及び受託者は、工事における総価の範囲内でこの契約を締結する。
	契約締結後	・市と受託者は、次に定める応札率を合意する。 $\text{応札率} = \text{受託者が提案した改築工事に係る金額} / \text{市が定めた改築工事に係る予定価格}$
	詳細設計後	・受託者は、詳細設計を実施した範囲について、土木工事標準積算基準書及び下水道用設計標準歩掛表に準拠し、工事費内訳書を作成し、市に提出する。 ・上記の工事費内訳書を元に、当該工事内訳書が市に提出された時点の最新の単価を反映して、改築工事に係る金額を算出する。 ・上記の改築工事に係る金額に応札率を乗じた金額を翌事業年度の改築工事に係る契約金額として、年度協定書を締結する。 ・上記により改築工事に係る契約金額を算出した結果、改築工事に係る契約金額の総額に変更の必要が生じた場合は、市及び受託者の協議により、これを変更することができる。なお、当該協議においては、第26条第4項ただし書きを準用する。

その他工事に係る契約金額の算定方法(表2)

項目		内容
対象工事		その他工事
運用 手順	契約締結前	・市と受託者は、市及び受託者の協議により、1箇所あたりの金額を合意する。 なお、当該協議においては、第26条第4項ただし書きを準用する。 ・上記の合意した金額に数量を乗じた金額を翌事業年度のその他工事に係る契約金額として、年度協定書を締結する。

別紙2 対象業務、支払方法及び物価改定の対象

対象業務、支払方法及び物価改定の対象(表1)

業務分類	業務内容		経費の区分※1	支払方法※2	物価改定の対象
改築工事 ・その他 工事	改築工事(ストックマネジメント業務)		固定費	個別実施精算	改築工事に係る契約金額の算定方法(別紙1)により運用するため対象外
	その他工事	取付け管布設替工事(合流)	変動費	実施数量精算	指標により改定※3
		マンホールふた及び枠の改築工事(分流汚水、分流雨水)			
		汚水ます及び取付け管設置工事(合流、分流汚水)			
		集水ます及び取付け管設置工事(合流)			
		集水ます縁塊交換工事(合流)			
		その他附帯工事			

※1 経費の区分については、固定費はこの契約締結時に金額を定める経費、変動費は数量に応じて精算する経費である。

※2 支払方法については、実施数量精算は、合意単価をもとに実施した数量に応じて支払う。個別実施精算は実施内容・金額に応じて支払う。

※3 年度協定書の締結前に市と受託者で協議し、協議を経て決定された指標により改定する。なお、当該協議においては、第26条第4項ただし書きを準用する。

個人情報取扱特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識するとともに、工事における個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令(条例を含む。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、工事における個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備の上、管理責任者及び工事に従事する者(以下「従事者」という。)を特定し、その役割及び責任体制(以下「管理責任体制」という。)を明確にするとともに、個人情報の漏えい等が発生したとき又はその兆候を把握したときの従事者から管理責任者への報告体制を整備しなければならない。

3 受託者は、個人情報の適正な管理のため、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策(以下「安全対策等」という。)を講じなければならない。

4 受託者は、工事に着手する前に第2項に規定する管理責任体制及び報告体制並びに前項の規定により講じた安全対策等について、市に書面により報告しなければならない。

5 受託者は、前項の規定に基づき報告した内容に変更が生じたときは、速やかに変更した内容について市に報告しなければならない。

6 受託者は、前2項の規定に基づく報告の内容に関し、市が理由を示して異議を申し出た場合には、これを変更しなければならない。この場合において、当該変更に伴い新たに経費が必要となる場合、その費用負担については、市と受託者が協議の上決定するものとする。

(管理責任者及び従事者の監督)

第3条 受託者は、管理責任者及び従事者に対し、工事に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(派遣労働者)

第4条 受託者は、工事を派遣労働者に行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

2 受託者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と派遣元との契約内容にかかわらず、市に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(個人情報の受領)

第5条 受託者は、市から工事に関し個人情報が記録された文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)の提供を受けたときは、市に受領書を提出するものとする。

(目的外利用の禁止等)

第6条 受託者は、工事以外の目的のために個人情報を利用してはならない。ただし、あらかじめ市の指示又は承諾があった場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第7条 受託者は、市から提供された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ市の指示又は承諾があった場合は、この限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第8条 受託者は、市から貸与され、又は受託者が収集若しくは作成した資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持ち出してはならない。ただし、あらかじめ市の指示又は承諾があった場合は、この限りではない。

(情報システムで取り扱う個人情報の安全管理)

第9条 受託者は、資料等を情報システムにより取り扱う場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 情報システムに暗証番号等を使用してアクセス権限を識別する機能を設定し、アクセス状況を記録すること
- (2) 情報システムへの外部からの不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止すること
- (3) 情報システムに不正プログラム(不正かつ有害な動作を行う意図で作成された悪意のあるソフトウェアや悪質なプログラムをいう。)をインストールしないこと
- (4) 前条ただし書きの規定による市の承諾により資料等を持ち出すときは、暗号化処理を行うこと(再委託の禁止等)

第10条 受託者は、工事に係る個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者(当該第三者が、受託者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下同じ。)に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う工事を第三者(以下「再受託者」という。)に委託(以下「再委託」という。)する場合(再委託の内容を変更する場合を含む。)、再受託者の当該工事に関する行為については、市に対しすべての責任を負うものとする。
- 3 受託者は、個人情報を取り扱う工事を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、本特記事項を遵守するため再受託者における管理責任体制及び報告体制の整備ほか必要な事項について再受託者と約定しなければならない。
- 4 受託者は、再受託者の工事の履行を管理監督するとともに、市の求めに応じて、その状況等を市に適宜報告しなければならない。
- 5 再委託した工事をさらに委託すること(再受託者の子会社への委託を含む。以下「再々委託」という。)は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合にあっては、あらかじめ市の書面による承諾を得るものとする。
- 6 受託者は、再々委託の契約内容にかかわらず、市に対して再々委託をした相手方の当該工事に関する行為について、すべての責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第11条 受託者は、工事に関し市から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した資料等について、この契約が終了し、又は解除された後直ちに市に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 受託者は、第7条ただし書きの規定により複写又は複製した資料等について、当該資料等に係る個人情報又は媒体を、この契約が終了し、又は解除された後、直ちに消去し、又は廃棄しなければならない。この場合において、電子計算機に記録された情報を消去する場合は、データ消去用ソフトウェアを使

用し、通常の方法では判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

- 3 受託者は、前項の規定により資料等を廃棄する場合、物理的に破壊するなど資料等が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 受託者は、第2項の規定により資料等を消去又は廃棄したときは、消去又は廃棄した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法、責任者、消去又は廃棄の年月日が記載された書面)を市に提出しなければならない。
- 5 受託者は、消去又は廃棄に際し、市から立会を求められたときはこれに応じなければならない。

(随時の報告)

第12条 市は、受託者に対し、工事に係る個人情報の管理の状況及び工事の履行状況(以下「管理状況等」という。)について、随時に報告を求めることができる。

(実地検査等)

第13条 市は、工事に係る個人情報の秘匿性等その内容や量等に応じて、受託者における管理状況等について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事に係る個人情報の秘匿性等その内容や量等を踏まえ、実地検査を行わない場合にあつては、受託者に報告書を提出させることにより確認するものとする。
- 3 前条及び前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、市の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、市がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第14条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに当該事故の内容、経緯、被害状況等を市に報告し、市の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- 2 受託者は、前項の事故が生じ、又は生ずるおそれがあった場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講じなければならない。

(教育及び研修の実施)

第15条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させなければならない。

(契約の解除)

第16条 市は、受託者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約を解除することができるものとする。

- 2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、市にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第17条 受託者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより市が損害を被った場合には、市にその損害を賠償しなければならない。

令和●年度 年度協定書（案）

茅ヶ崎市（以下「市」という。）と●●（以下「受託者」という。）は、市と受託者が令和●年●月●日に締結した茅ヶ崎市下水道管路施設等官民連携業務委託に関する維持管理委託契約（以下「本契約」という。）の令和●年度の本業務について、以下のとおり年度協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本契約、基本契約書及び募集要項等において定義されている用語は、文脈上別異に解すべき場合及び本協定に別途定める場合を除き、本協定においても同じ意味を有するものとする。

2 本協定における各条項の見出しは参照の便宜のためのものであり、本協定の条項の解釈に影響を与えないものとする。

（業務の内容）

第2条 令和●年度の本業務の内容は、別紙●のとおりとする。

（業務の実施）

第3条 受託者は、本契約、本協定及び募集要項等に従い、本業務を実施する。

（当該年度の契約金額）

第4条 令和●年度の契約金額は、別紙●のとおりとする。

（単価合意）

第5条 本契約の変更に用いる単価又は金額（契約単位が一式の項目については単価ではなく金額）について、別紙●の単価表のとおり合意する。

（年度協定の変更）

第6条 本協定の記載事項に関して変更の必要が生じた場合、市及び受託者は、協議の上、本協定を変更することができる。

2 市は、予算上の都合その他の必要があるときは、本協定を変更することができる。

（本契約の終了又は解除による本協定の解除）

第7条 本協定の期間中に本契約が終了又は解除された場合は、本協定は当然に終了するものとする。

- 2 前項の規定により本協定が終了した場合に、市及び受託者が当該終了に起因して生じる損害については、本契約の定めに従うものとする。

(年度協定の効力)

第8条 本協定は、令和●年3月31日まで効力を有する。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項については、本契約に定めるところに従う。

- 2 本協定と本契約との間に齟齬又は矛盾がある場合には、本契約が優先的な効力を有する。

(以下本頁余白)

本協定の証として、本書●通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和 ●年 ●月 ●日

市	住 所	神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
	氏 名	茅ヶ崎市
		市長 佐藤 光
		印

受託者

代表者	住 所	
	氏 名	
		印

構成員	住 所	
	氏 名	
		印

構成員	住 所	
	氏 名	
		印

別紙●（公募時に、提示する。）

令和●年度 年度協定書（案）

茅ヶ崎市（以下「市」という。）と●●（以下「受託者」という。）は、市と受託者が令和●年●月●日に締結した茅ヶ崎市下水道管路施設等官民連携業務委託に関するコンサルタント委託契約（以下「本契約」という。）の令和●年度の本業務について、以下のとおり年度協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本契約、基本契約書及び募集要項等において定義されている用語は、文脈上別異に解すべき場合及び本協定に別途定める場合を除き、本協定においても同じ意味を有するものとする。

2 本協定における各条項の見出しは参照の便宜のためのものであり、本協定の条項の解釈に影響を与えないものとする。

（業務の内容）

第2条 令和●年度の本業務の内容は、別紙●のとおりとする。

（業務の実施）

第3条 受託者は、本契約、本協定及び募集要項等に従い、本業務を実施する。

（当該年度の契約金額）

第4条 令和●年度の契約金額は、別紙●のとおりとする。

（単価合意）

第5条 本契約の変更に用いる単価又は金額（契約単位が一式の項目については単価ではなく金額）について、別紙●の単価表のとおり合意する。

（年度協定の変更）

第6条 本協定の記載事項に関して変更の必要が生じた場合、市及び受託者は、協議の上、本協定を変更することができる。

2 市は、予算上の都合その他の必要があるときは、本協定を変更することができる。

（本契約の終了又は解除による本協定の解除）

第7条 本協定の期間中に本契約が終了又は解除された場合は、本協定は当然に終了するものとする。

- 2 前項の規定により本協定が終了した場合に、市及び受託者が当該終了に起因して生じる損害については、本契約の定めに従うものとする。

(年度協定の効力)

第8条 本協定は、令和●年3月31日まで効力を有する。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項については、本契約に定めるところに従う。

- 2 本協定と本契約との間に齟齬又は矛盾がある場合には、本契約が優先的な効力を有する。

(以下本頁余白)

本協定の証として、本書●通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和 ●年 ●月 ●日

市	住 所	神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
	氏 名	茅ヶ崎市
	市長	佐藤 光
		印

受託者

代表者	住 所	
	氏 名	
		印

構成員	住 所	
	氏 名	
		印

構成員	住 所	
	氏 名	
		印

別紙●（公募時に、提示する。）

令和●年度 年度協定書（案）

茅ヶ崎市（以下「市」という。）と●●（以下「受託者」という。）は、市と受託者が令和●年●月●日に締結した茅ヶ崎市下水道管路施設等官民連携業務委託に関する工事請負契約（以下「本契約」という。）の令和●年度の工事について、以下のとおり年度協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本契約、基本契約書及び募集要項等において定義されている用語は、文脈上別異に解すべき場合及び本協定に別途定める場合を除き、本協定においても同じ意味を有するものとする。

2 本協定における各条項の見出しは参照の便宜のためのものであり、本協定の条項の解釈に影響を与えないものとする。

（業務の内容）

第2条 令和●年度の工事の内容は、別紙●のとおりとする。

（業務の実施）

第3条 受託者は、本契約、本協定及び募集要項等に従い、工事を実施する。

（当該年度の契約金額）

第4条 令和●年度の契約金額は、別紙●のとおりとする。

（単価合意）

第5条 本契約の変更に用いる単価又は金額（契約単位が一式の項目については単価ではなく金額）について、別紙●の単価表のとおり合意する。

（年度協定の変更）

第6条 本協定の記載事項に関して変更の必要が生じた場合、市及び受託者は、協議の上、本協定を変更することができる。

2 市は、予算上の都合その他の必要があるときは、本協定を変更することができる。

（本契約の終了又は解除による本協定の解除）

第7条 本協定の期間中に本契約が終了又は解除された場合は、本協定は当然に終了するものとする。

- 2 前項の規定により本協定が終了した場合に、市及び受託者が当該終了に起因して生じる損害については、本契約の定めに従うものとする。

(年度協定の効力)

第8条 本協定は、令和●年3月31日まで効力を有する。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項については、本契約に定めるところに従う。

- 2 本協定と本契約との間に齟齬又は矛盾がある場合には、本契約が優先的な効力を有する。

(以下本頁余白)

本協定の証として、本書●通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和 ●年 ●月 ●日

市 住 所 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
氏 名 茅ヶ崎市
市長 佐藤 光 印

受託者

代表者 住 所
氏 名
印

構成員 住 所
氏 名
印

構成員 住 所
氏 名
印

別紙●（公募時に、提示する。）